

平成27年版 成果レポート（案）

～成果の検証と改善に向けた取組～

平成27年6月
《健康福祉部抜粋》

平成 27 年版 成果レポート(案)

【目次】

第 1 章 施策の取組（健康福祉部主担当 12 施策）	頁 1
-----------------------------	--------

	進展度	頁
113 食の安全・安心の確保	A	1
114 感染症の予防と体制の整備	B	5
121 医師確保と医療体制の整備	B	9
122 がん対策の推進	B	15
123 こころと身体健康対策の推進	B	19
134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	B	23
141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	B	27
142 障がい者の自立と共生	B	31
143 支え合いの福祉社会づくり	B	37
231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	B	41
232 子育て支援策の推進	A	47
233 児童虐待の防止と社会的養護の推進	A	53

第 2 章 選択・集中プログラムの取組（健康福祉部主担当 3 プロジェクト）	頁 57
--	---------

	進展度	頁
緊 3 命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト	B	57
緊 5 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト	A	63
緊 6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト	B	69

（参考）用語説明	頁 75
----------	---------

※ 本文中、「*」が付いている語句は、巻末の用語説明で説明を掲載しています。

施策 1 1 3

食の安全・安心の確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工から流通・消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られ、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。さらに、高病原性鳥インフルエンザ等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備されています。

平成 27 年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標の目標値をすべて達成しましたので、進んだと判断しました。
----------	------------	------	---------------------------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標達成 状況	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値
食品検査における適合率	/	100%	100%	100%	1.00	100%
	100%	100%	100%	100%		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農薬取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合
27 年度目標値の考え方	食の安全・安心の確保のためには、確実に「食品衛生法」等の基準に適合していることが必要であり、毎年度 100% 達成を維持することを目標値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標達成 状況	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値
11301 食品の安全・安心の確保 (健康福祉部)	自主衛生管理(HACCP*手法)導入取組施設数	/	157 施設	162 施設	167 施設	1.00	172 施設
		152 施設	159 施設	163 施設	168 施設		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11302 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部)	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率		100%	100%	100%	1.00	100%
		100%	100%	100%	100%		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	498	304	222	243	208
概算人件費		1,479	1,425	1,350	
(配置人員)		(164人)	(155人)	(152人)	

平成26年度の取組概要

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品関係施設の監視指導を実施(監視施設数 14,374 件)
- ②「三重県食品監視指導計画」に基づき、食中毒発生予防のために食品の収去検査を実施し、不適合があったものに対する改善指導を実施(検査件数 2,228 件、不適合率 3.19%)
- ③HACCP手法を導入した衛生管理プログラムからなる「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を推進(新規取組開始施設 5 施設、取組施設数 168 施設)
- ④食品表示の適正化を図るため、「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を実施(1,867 施設)
- ⑤「食品表示法」について、三重県食品衛生協会では自主的な衛生管理活動を行っている食品衛生指導員を対象とした表示講習会の実施(11 回)
- ⑥と畜検査・食鳥検査を全頭(羽)実施するとともに、牛海綿状脳症(BSE)対策特別措置法施行規則に基づき、48 か月齢超の牛について検査を実施(検査結果は全頭陰性)
- ⑦消費者や食品関連事業者、学識経験者などの意見を施策に反映させるための「食の安全・安心確保のための検討会議」の開催(1 回)、食の安全・安心に関する情報を出前トークにより提供(9 回)
- ⑧米トレーサビリティ法に基づく生産者と小売業者を対象とした調査(112 件)、及び米穀監視推進員を配置して県内の大手米穀取扱事業者と和菓子店等の加工業者を対象とした調査を実施(125 件)、10 月を食の安全・安心確保推進月間と定め、県内 3 か所にて米穀事業者を対象にコンプライアンス研修会を開催
- ⑨高病原性鳥インフルエンザ対策対応マニュアル講習会や初動対応演習等の実施など、農家段階での危機管理体制を強化するための取組、県産肉用牛の放射性物質検査等を実施
- ⑩家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止に向けた、家畜防疫・経営指導をはじめ、衛生面での危機管理意識の徹底
- ⑪県産農産物の安全・安心を確保するためのGAP*導入に向けた産地の取組に対する支援
- ⑫農薬、肥料の適正な流通を確保するための立入検査を実施(364 件)し、農薬の適正使用の推進を図る農薬指導管理士の資質向上に向けた研修会を開催

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①腸管出血性大腸菌、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒対策や、観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として監視指導を実施しましたが、危害発生のリスクを低減させるため、引き続き重点的な監視指導を実施する必要があります。
- ②食品中の残留農薬や微生物等について収去検査を行い、衛生基準等に不適合があった場合は改善を指導することにより食品の安全確保を図りましたが、引き続きこれらの検査を実施し、県内流通食品の安全性を確保する必要があります。
- ③「三重県食品の自主衛生管理認定制度」の取組施設数は増加しましたが、事業者の自主衛生管理を向上させるため、さらに多くの事業者の取組を促進する必要があります。
- ④食品表示の適正化を図るため、監視指導を行うとともに、特に精肉事業者による不適正表示が発生したことから、三重県食品衛生協会と連携し、精肉事業者に対し自主点検を行う取組を促進しましたが、他の業種の事業者に対しても自主点検を促進する必要があります。
- ⑤平成 25 年 6 月に公布された「食品表示法」について、食品表示講習を受講した食品衛生指導員による施設指導時に、表示制度を周知しました。同法に規定されている表示項目の一部には適用まで猶予期間があることから、その期間中に適正表示が行われるよう事業者の取組を支援する必要があります。
- ⑥と畜検査（48 か月齢超の牛の B S E 検査を含む）・食鳥検査を全頭（羽）実施することで、安全な食肉（食鳥肉）を供給することができました。引き続き、と畜検査、食鳥検査を適正に実施する必要があります。
- ⑦食の安全・安心確保推進会議の開催、「三重県食の安全・安心確保行動計画」の策定など、食の安全・安心確保のための施策を関係部局が連携して総合的に推進しました。近年、食品の不適正な表示事案が相次いで発生しており、危機発生時には、迅速に対応する必要があります。
- ⑧消費者や食品関連事業者、学識経験者から食の安全・安心確保のための県の方策に関する意見を聞くための「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催し、年次報告書の策定に意見等を反映させました。引き続き検討会議を実施し、消費者等の意見を県の施策に反映させていく必要があります。
- ⑨平成 25 年度に県内で米穀の不適正流通事案が発生したことをふまえ、加工業者と大手米穀取扱事業者を対象に重点的に立入調査、米穀取扱事業者の法令遵守意識の向上を目的に聞き取り調査等を実施しました。また食の安全・安心確保推進月間の設定、関係部局の連携によるコンプライアンス研修会の開催や米の科学的分析検査の実施等、再発防止のための取組を強化しました。今後も、県民の食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復を図るため、再発防止策に取り組んでいく必要があります。
- ⑩高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、より実践的な内容となるよう、対策対応マニュアルを一部改正しました。今後も、防疫措置が円滑に機能するよう、関係機関や関係業者、生産者との連携を強化していく必要があります。
- ⑪家畜伝染病の発生予防やまん延防止に向け、各生産者への巡回指導等により、家畜伝染病予防法施行規則に基づく飼養衛生管理基準の遵守を周知しています。今後、早期通報など、生産者段階における危機管理体制のさらなる強化を図る必要があります。
- ⑫県産農産物の安全・安心を確保するため、指導者育成や研修会の開催により、産地の G A P 導入に向けた取組を支援しています。食品関連事業者等から農産物の安全・安心確保に対するニーズが高まっていることから、引き続き、産地における G A P 導入を推進することが必要です。

- ⑬農薬、肥料の適正な流通・使用に向け、生産・販売業者等への立入検査による監査・指導を実施するとともに、研修会等により農薬の適正使用を図る啓発に取り組んでいます。引き続き、県産農産物の安全・安心の確保に向け、農薬、肥料の適正な流通・使用を図る必要があります。
- ⑭水産物の安全・安心の確保に向け、魚病診断や水産用医薬品の残留検査などを通じて、養殖業の衛生管理を推進するとともに、貝毒検査を実施し、安全を確認しました。水産物の安全性を確保するため、引き続き検査を実施する必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 増田 直樹 059-224-2321】

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき腸管出血性大腸菌、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒対策や、観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として、引き続き監視指導を実施します。
- ②収去計画に基づき、食品中の残留農薬や微生物等の収去検査を行うとともに、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導します。
- ③「三重県食品の自主衛生管理認定制度」に取り組む施設数を増加させるため、事業者への制度の普及を図ります。
- ④表示の適正化に向けて、引き続き「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を実施するとともに、三重県食品衛生協会と連携し、精肉業者以外の事業者に対して計画的に自主点検を促進します。
- ⑤平成 27 年 4 月に施行された「食品表示法」について事業者からの相談等に対応するとともに、引き続き食品表示講習を実施します。また、食品衛生指導員が巡回指導をする際に食品表示について助言等を行うなど食品表示の適正化に向けた支援を行います。
- ⑥と畜検査（48 か月齢超の牛の B S E 検査を含む）・食鳥検査を全頭（羽）実施し、食肉（食鳥肉）の安全を確保します。
- ⑦食の安全・安心確保推進会議を開催し、食の安全・安心確保のための施策を関係部局が連携して総合的に推進するとともに、危機発生時には、「三重県危機管理計画」に基づく体制のもと、迅速かつ的確に対応します。
- ⑧「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催し、食の安全・安心に向けた県の取組に対する委員の意見などを施策に反映させていきます。
- ⑨米穀の産地偽装などの再発防止と、県民の皆さんの食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復を図るため、国と関係部局の連携による監視指導と米の科学的な分析検査を実施します。さらに、事業者を対象としたコンプライアンス研修会の開催やコンプライアンスチェックリストの配布等を通じて法令遵守意識の向上に取り組めます。
- ⑩高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、より実践的かつ円滑に防疫措置が機能するよう、防疫演習や研修会、講演会を開催し、生産者や関係機関との連携の強化を図ります。
- ⑪家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止に向け、各生産者への巡回指導等により、飼養衛生管理基準の遵守と疾病発生時の早期通報など、生産者段階における危機管理体制のさらなる強化を図ります。
- ⑫県産農産物の安全・安心の確保のために、G A P に関する情報提供や普及啓発などを行い、産地への導入を推進します。
- ⑬農薬、肥料の適正流通・使用に向け、販売事業者等への立入検査による監視・指導を計画的に実施します。また、農薬の適正使用について、研修会開催など啓発活動を進めます。
- ⑭安全で安心な水産物を消費者に供給するため、養殖衛生管理指導の推進、水産関係団体等と連携した検査を実施します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 1 4

感染症の予防と体制の整備

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、社会機能が維持できています。

平成 27 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生を早期探知できる新たな感染症情報システムが、全ての医療機関、保育所、学校等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視して、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、病院内での結核集団感染がありました。適切に拡大防止対策を講じたことで小規模に収まりました。活動指標はいずれも目標を概ね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値		27 年度 目標値 実績値
感染症の集団発生事例数	/	0 件	0 件	0 件	0.00	0 件
	0 件	1 件	1 件	1 件		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数					
27 年度目標値の考え方	一、二、三類の感染症の集団発生は 1 件もないようにすべきであり、0 件を目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11401 感染症 予防普及啓発の 推進 (健康福祉部)	感染症情報システムを活用している施設の割合	/	100%	100%	100%	0.99	100%
		86.7%	95.4%	97.5%	99.0%		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11402 感染症 危機管理体制の 整備 (健康福祉部)	感染症情報化コ ーディネーター 数(累計)		130人	180人	230人	1.00	280人
		81人	128人	177人	241人		
11403 感染症 対策のための相 談・検査の推進 (健康福祉部)	HIV抗体検査 件数		1,025件	1,050件	1,075件	1.00	1,100件
		796件	862件	1,073件	1,234件		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,462	1,146	333	450	343
概算人件費		388	377	346	
(配置人員)		(43人)	(41人)	(39人)	

平成26年度の取組概要

- ①感染症情報システムについて、関係部署と連携し、保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校（以下、学校等という）に働きかけて登録を促進（登録率99.0%）
- ②感染症情報化コーディネーターについて、研修会（年6回）を開催し、養成を推進（64名）
- ③新型インフルエンザ等対策について、市町行動計画策定のための支援（27市町が策定済）やワクチンの住民接種にかかる市町との情報交換会（1回）の実施、指定地方公共機関の指定（医療法人7か所）、帰国者・接触者外来の指定（23医療機関）及び情報交換会の開催（1回）、医療機関、市町等との訓練の実施（1回）
- ④社会的影響の大きい感染症の発生に備え、第一種および第二種感染症指定医療機関の感染症病床運営費の補助（6施設）を実施するとともに、特に、エボラ出血熱対策として、第一種感染症指定医療機関への防護服等の防疫用品購入のための補助や関係機関との実地訓練（1回）、情報交換会を開催（3回）
- ⑤マダニが媒介する感染症（日本紅斑熱等）の予防に対する啓発の実施（各市町等への啓発チラシの配布105か所、県広報への掲載）
- ⑥結核患者への医療費助成、結核患者への直接服薬指導、結核の正しい知識の啓発や定期結核健康診断の経費補助（補助施設数96施設）、結核病床確保のための調整会議の開催（1回）
- ⑦人権に配慮したエイズ検査や相談、啓発の実施（検査1,234件、相談263件）、B型・C型肝炎検査の実施（医療機関委託分B型453件、C型453件、保健所実施分B型1,056件、C型1,053件）
- ⑧三重県予防接種センターを設置し、市町が定期予防接種等を円滑に実施できるよう支援（予防接種センターでの接種人数829人、相談件数667件）
- ⑨先天性風しん症候群の発生を防ぐために、「三重県風しん抗体検査事業」を実施（抗体検査者数975人）

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①感染症情報システムについては、県内全ての学校等が登録するよう、県・市町教育委員会等の関係機関と連携して取り組みましたが、全施設の参加登録には至っていないことから、引き続き取り組む必要があります。
- ②感染症情報化コーディネーターについては、引き続き、新規養成を行うとともに、感染症情報を効果的に活用できるようスキルアップにも取り組む必要があります。

- ③新型インフルエンザ等対策については、市町行動計画の策定や指定地方公共機関の指定がほぼ終了したことから、今後は、市町の住民接種体制の整備への支援、指定地方公共機関の業務計画策定への支援を行うことが必要です。また、帰国者・接触者外来の指定により医療体制がほぼ整備できたことから、今後は、これらの医療機関への施設・設備整備のための補助や県の備蓄防疫用品の更新を行うとともに、引き続き、訓練や研修会により連携体制を強化する必要があります。
- ④社会的影響の大きい感染症については、第一種、第二種感染症指定医療機関への運営費補助を行いました。特に、エボラ出血熱対策として、第一種感染症指定医療機関へ防護服を購入するための補助を行うとともに、訓練等により体制強化を図りました。今後も発生のあることから、引き続き、県の備蓄防疫用品の整備を行うとともに、訓練等により防疫体制の強化を図る必要があります。
- ⑤マダニが媒介する日本紅斑熱が全国で最も多く発生しています。また、重症熱性血小板減少症候群（以下、SFTS）は、県内発生はないものの、他県では発生が報告されていることから、マダニが媒介する感染症の予防について、引き続き、県民や医療機関等への啓発を行う必要があります。
- ⑥結核患者が早期に発見され、的確な治療を受けることができるように、健康診断や治療費の助成を行いました。また、結核は集団発生すると社会的影響が大きいことから、引き続き、会議や研修会等において関係施設に感染防止を呼びかけるとともに、助成や結核病床の確保を行うなどの対策を推進する必要があります。
- ⑦早期発見が感染拡大防止に効果的であるエイズや肝炎については、保健所等において人権に配慮した匿名の相談・無料検査を実施しました。エイズは、全国的に患者数が増加傾向にあることから、県民に対して引き続き検査の必要性を啓発していく必要があります。また、肝炎検査の陽性者が、確実に治療につながるような支援が必要です。
- ⑧三重県予防接種センターにおいて、県民や市町等からの相談に対応するとともに、医療機関での誤接種がないよう、市町と連携し、予防接種の事故防止に取り組みました。引き続き、適切な予防接種が実施されるよう、医療機関や市町等を支援していく必要があります。
- ⑨先天性風しん症候群の発生を防止するため、風しん抗体検査事業を行いました。今後も再流行が危惧されることから、引き続き、対策を講じていく必要があります。

平成27年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 増田 直樹 059-224-2321】

- ①県内全ての学校等が感染症情報システムに登録するよう、県・市町教育委員会等の関係機関と連携し、未登録施設等を個別に訪問するなどの働きかけを行い、100%の登録をめざします。
- ②感染症情報化コーディネーター養成研修やスキルアップ研修を実施するとともに、養成した感染症情報化コーディネーターと連携して、県民に対して感染症情報を提供します。
- ③新型インフルエンザ等対策について、住民接種体制整備のための市町支援や指定地方公共機関の計画策定のための支援を行います。また、帰国者・接触者外来や入院施設を整備するための補助、県の備蓄防疫用品の更新を行うとともに、市町や指定地方公共機関、医療機関と連携した訓練を実施し、体制を強化します。
- ④社会的影響の大きい感染症の発生に備え、医療機関への運営費補助を行うとともに、感染症移送車等の整備を行います。特に、エボラ出血熱対策として、医療機関等との訓練や会議を開催し、防疫体制の強化を図ることで、万が一、発生した場合には、感染症法等に基づき、迅速に対応します。
- ⑤マダニが媒介する感染症の予防対策として、引き続き、各関係機関と連携しながら、日本紅斑熱、SFTSの感染予防の啓発用チラシを配布するなど、県民に正しい情報を提供していきます。
- ⑥結核対策については、関係施設と連携した会議や研修会を開催し、感染防止を呼びかけます。また、早期発見・早期治療に繋がるよう、健康診断を実施するとともに、患者が適切な治療を受けられるよう治療費の助成及び患者支援を行うとともに、結核病床の確保に努めます。

- ⑦エイズや肝炎については、引き続き、相談・無料検査を実施するとともに、検査の必要性について、県民に啓発を行います。さらに、肝炎検査の陽性者等に対し、適切な受診や定期検診につながるようフォローアップ事業を実施するとともに、初回検査や定期検査の補助を行います。
- ⑧予防接種については、三重県予防接種センターが円滑に運営できるよう支援するとともに、予防接種事故が起こらないよう、市町と連携して取り組みます。万が一、事故があった場合は、市町や医療機関等に対して、事故をなくすための注意喚起を行い、適正化に努めます。
- ⑨風しん対策について、妊娠を希望する女性やその同居者等について、抗体検査の費用助成を行うとともに、抗体価が低い方には、ワクチンを接種していただくよう啓発します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 2 1

医師確保と医療体制の整備

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと併せて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	活動指標の一部に未達成の項目があるものの、県民指標の目標値を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
人口 10 万人あたりの病院勤務医師数	118.6 人 (22 年度)	120.0 人 (23 年度)	122.9 人 (24 年度)	124.0 人 (25 年度)	1.00	124.0 人 (26 年度)
		122.3 人 (23 年度)	127.6 人 (24 年度)	131.1 人 (25 年度)		

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	人口 10 万人あたりの県内病院に勤務する常勤換算医師数
27 年度目標値の考え方	平成 22 年度に国が行った必要医師数実態調査結果で報告された、県内病院における必要求人医師数 312 人を最終的な目標とし、この 4 年間で 100 人増やすことをめざします。これを全国比較や県内保健医療圏ごとの比較が可能となる 10 万人あたりの医師数に換算し、5.4 人増やすことを目標値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
12101 医療分野の人材確保 (健康福祉部医療対策局)	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	167 人	180 人 181 人	192 人 196 人	206 人 206 人	1.00	217 人
	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	574 人	644 人 566 人	651 人 641 人	658 人 606 人		0.92

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
12102 救急・へき地等の医療の確保 (健康福祉部医療対策局)	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	/	593 機関	618 機関	643 機関	0.99	668 機関
		568 機関	576 機関	610 機関	634 機関		/
12103 医療の質の向上 (健康福祉部医療対策局)	医療相談件数	/	761 件	767 件	778 件	1.00	778 件
		755 件	746 件	804 件	819 件		/
12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (病院事業庁)	県立病院患者満足度	/	80.0%	80.0%	80.0%	0.94	80.0%
		73.9%	73.1%	71.3%	75.0%		/
12105 適正な医療保険制度の確保 (健康福祉部医療対策局)	市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	/	37.9% (23年度)	58.6% (24年度)	65.5% (25年度)	0.47	69.0% (26年度)
		24.1% (22年度)	55.2% (23年度)	62.1% (24年度)	31.0% (25年度)		/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	67,726	47,753	48,876	50,704	52,574
概算人件費	/	3,264	3,191	3,056	/
(配置人員)	/	(362 人)	(347 人)	(344 人)	/

平成 26 年度の取組概要

- ①医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる地域医療支援センター*後期臨床研修プログラムの募集を開始
- ②各医療機関の女性が働きやすい勤務環境改善の取組を促すため、県による公的な認証制度である「女性が働きやすい医療機関認証制度」の制度設計を実施
- ③看護師確保対策として、修学資金の貸与(新規 41 名)、実習指導者養成講習会(69 名)、助産実習施設(6 施設)・小児母性実習施設(5 施設)への受入支援、養成所への運営支援(11 施設)を実施
- ④定着促進対策として、25 施設の病院内保育所に運営補助を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築のため、体制整備支援(42 施設)、多施設合同研修事業(参加者延べ 1,389 名)、研修責任者研修(参加者 32 名)、教育担当者研修(66 名)、実地指導者研修(116 名)等を実施したほか、就労環境改善に係る看護管理者への研修を実施(第 1 回 68 名、第 2 回 88 名、第 3 回 25 名、合計 181 名)、及び雇用の質向上研修(第 1 回 119 名、第 2 回 59 名、計 178 名)を実施
- ⑤医療機関の勤務環境改善に向けた取組を総合的に支援する医療勤務環境改善支援センターを 8 月に開設し 36 件の相談対応を実施
- ⑥ナースバンク登録の呼びかけにより 1,095 人の登録者を確保し、潜在看護職員等 455 人の再就業を斡旋(平成 27 年 3 月末現在)
- ⑦三重県の医療分野における魅力向上につなげるため、大学を中心とした学術的な交流を図ることをめざし、県内の各関係大学により構成する国際医療技術連携体制(M—MUSCLE*)協議会を設置・開催
- ⑧公立大学法人三重県立看護大学が達成すべき目標として第二期中期目標(平成 27 年度～32 年度)を指示するとともに、自主的、自律的かつ効果的な大学運営を支援するため、業務運営に必要な経費を運営

費交付金として交付

- ⑨県内の救急医療体制を確保するため、救命救急センターおよび二次救急医療機関の運営、ドクターヘリの運航等について支援するとともに、県内2地域でICTを活用した救急患者搬送情報共有システム「MIE-NET」を試行
- ⑩休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システム「医療ネットみえ」の運営、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発等を実施
- ⑪安心して産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターの運営および設備整備等への支援、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル」による電話相談を深夜帯（23時30分から翌朝8時00分）まで延長して実施
- ⑫二次保健医療圏単位で、市町の在宅医療・介護連携担当者との情報交換会（各地域2回）を行うとともに、在宅医療・介護関係者等の多職種を対象として、三重県在宅医療推進フォーラムや、県内各地の取組を共有するための事例報告会等を開催
- ⑬多職種の顔の見える関係づくりや、在宅医療の体制整備に向けた総合的な取組等を行う13市町へ支援を実施
- ⑭医師の在宅医療参入を促進するための研修会や、住民の在宅医療に対する理解を深めるための講演会等を郡市医師会単位で実施
- ⑮小児の在宅医療体制を強化するため、国の小児等在宅医療連携拠点事業を受託し（全国9都県）、地域における医療支援ネットワークの構築等を支援
- ⑯地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、適切な病院運営が行われるよう政策医療の提供に必要な経費の交付等を実施
- ⑰三重県医療安全支援センターの相談窓口において、819件の相談に対応するとともに、医療従事者等を対象に「医療機関における医療事故の取組」をテーマとした医療安全研修会を開催
- ⑱三重県医療安全支援センターの運営方針や、国の動きをふまえた県の取組方針等を協議するため医療安全推進協議会を開催
- ⑲医療機関向けの病床機能報告制度の説明会を8月に開催するとともに、県内8地域で、平成27年度からの地域医療構想策定のための協議の進め方等について、関係者との意見交換会を実施
- ⑳三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、財政基盤が脆弱な市町国保の財政の安定化を図るため、市町国保の拠出により負担を共有する共同事業である保険財政共同安定化事業の拡充を推進するとともに、収納率の向上や医療費適正化に向けた市町の取組の支援を実施するほか、社会保障改革プログラム法により国保の財政運営の都道府県化が決定され、国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会での議論が再開されたことからその動向について注視
- ㉑県立こころの医療センターにおいて、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という今後の精神科医療の方向性の中で、病院機能の再編を推進することとして、外来診療機能の充実とともに、訪問看護等のアウトリーチサービスや作業療法、デイケアといった日中活動支援等による地域生活支援を充実
- ㉒県立一志病院において、幅広い臨床能力を有する家庭医を中心とした医療の提供とともに、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりのため、医師や看護師、ケアマネージャー、社会福祉協議会職員、保健師などの多職種が連携した取組の継続と、新たに、民生・児童委員などの地域住民の参画を得た取組を実施するなど、地域内の一層の環境づくりを推進
- ㉓県立志摩病院において、指定管理者による運営のもと、外来診療機能や救急患者受入態勢を拡充するとともに、一般病棟の稼働病床数を増加させる（132床→147床）など、志摩地域における中核病院として診療体制の段階的な回復を推進

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①今後、県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着と偏在解消を進めることを目的に、後期臨床研修プログラムの募集を開始し、修学資金貸与者等に個別面談等を実施した結果、8名がプログラムに基づく研修を開始することとなったところであり、今後、引き続き、プログラムの活用に向けて取り組んでいく必要があります。
- ②看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、看護職員確保対策の取組の方向性について検討を行いました。さらに具体的な取組について継続的に検討を進めていく必要があります。特に、助産師については、人口10万人あたりの就業者数が全国平均を大きく下回っていることから、総数の確保とともに、就業先の偏在是正等が求められています。
- ③医療勤務環境改善支援センターを8月に開設し、各医療機関に対して相談支援を実施しましたが、さらなる周知を図り、勤務環境改善の仕組みの導入を進めるとともに、「女性が働きやすい医療機関認証制度」の運用を開始する必要があります。
- ④三重県ナースセンターにおいて、引き続きハローワーク等との連携を強化するとともに、求人医療機関の情報を十分に把握するなど、きめ細かな就業斡旋を実施していくことが必要です。
- ⑤県内外から医療従事者を呼び込み、県内定着につなげるため、県内の各関係大学により構成する国際医療技術連携体制（M-MUSCLE）協議会での議論をふまえ、各大学間の連携を図りながら、海外大学との連携を進めていく必要があります。
- ⑥公立大学法人三重県立看護大学について、運営費交付金を交付するなど必要な支援を行った結果、大学は適切に運営されています。今後、県が策定した第二期中期目標の達成に向けて、効果的、効率的な大学運営を行えるよう自主性・自律性に配慮しつつ支援を行う必要があります。
- ⑦ドクターヘリの出動回数は前年度と同程度ですが、救急現場出動回数が増加しています（378回、前年度比26回増、うち現場出動回数290回、前年度比53回増）。一方、出動の増加に伴う重複要請に対応するため、他県との相互応援による広域連携体制を構築する必要があります。また、救急患者搬送情報共有システム「M|E-NET」については、中勢伊賀地域、伊勢志摩地域での本格的な運用に向けた準備を進めており、今後速やかに開始する必要があります。
- ⑧新規開業医等に対し、救急医療情報システムへの参加を働きかけた結果、時間外診療が可能な医療機関が32機関増加しましたが、廃業により8機関減少しました。休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システムへの参加を働きかけていく必要があります。また、救急医療に対する理解を深め、一人ひとりの受診行動等を変えるため、継続した啓発活動を行う必要があります。
- ⑨安心して産み育てる環境づくりについて、周産期母子医療センターのうち3病院の運営を支援するとともに、1病院の設備整備を支援しました。また、新生児ドクターカー（すくすく号）を総合周産期母子医療センターに配備し運用しました。リスクの高い出産を担う周産期母子医療センターの運営や設備整備を引き続き支援するとともに、重症の新生児の救急搬送に対応していく必要があります。また、「みえ子ども医療ダイヤル」の相談時間を深夜帯まで延長して実施しており、相談件数が増加しています（8,802件、前年度比2,636件増）。深夜帯の相談件数が全体の25%程度あることから、今後も引き続き、深夜帯への対応を実施していく必要があります。
- ⑩各市町において、多職種による在宅医療・介護連携の取組が進んできていますが、その進捗状況にはばらつきがあることから、本県における在宅医療体制の枠組み（フレームワーク）を作成し、それに基づき支援を実施するとともに、地域包括ケアシステムの構築を見据え、各市町が迅速かつ的確に対応することができるよう支援していく必要があります。
- ⑪小児在宅医療について、国の小児等在宅医療連携拠点事業を受託し、桑名市、鈴鹿市をモデル地区として地域の多職種による連携体制の構築に取り組みました。今後、モデル地区での取組を全県的な取組として展開していく必要があります。

- ⑫地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、法人による自主的・自律的な経営のもと最新鋭のMRI（磁気共鳴画像）装置が導入されるなど、診療機能の充実が図られました。今後、県が設置した評価委員会による評価結果等をふまえ、法人への支援を行う必要があります。
- ⑬医療安全支援センターにおいて、医療に関する患者・家族等からの相談や苦情に応じることで、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援していく必要があります。また、県内医療機関における医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- ⑭平成27年10月から、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査センター）が収集・分析することで、再発防止につなげる「医療事故調査制度」が始まることから、県内で円滑に運用できるよう対応を検討していく必要があります。
- ⑮地域医療構想等に関する関係者との意見交換会において、地域医療構想調整会議の設置については県内8地域できめ細かに議論を進めていくことで理解を得たことから、地域医療構想の策定を進めていく必要があります。また、地域における医療及び介護の総合的な確保に向け、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、必要な事業を実施していく必要があります。
- ⑯三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、市町国保における保険財政共同安定化事業の拡充を推進するとともに、収納率の向上や医療費適正化に向けた市町の取組を支援しました。引き続き、市町国保における広域化に向けた事業を推進するとともに、平成30年度の国民健康保険の財政運営の都道府県化が決定したことから、市町との適切な役割分担等のあり方について、市町や関係機関と検討する必要があります。
- ⑰県立県営の2病院については、各病院の役割やニーズに応じた医療の提供とともに、経営面においても一定の健全性を確保しました。引き続き適切な病院運営に努めていく必要があります。
- ⑱県立志摩病院については、指定管理者による運営のもと、診療体制の一層の回復を図っていく必要があります。

平成27年度行政評価報告書「健康・医療」

【健康・医療】(1) 医療機関の確保と連携

- ①三重大学及び各関係医療機関と連携し、新専門医制度の見直し状況も見据えながら、医師修学資金貸与者等に後期臨床研修プログラム活用の働きかけを進め、若手医師のキャリア形成支援と一体的に、医師の地域偏在の解消につなげていきます。
- ②看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、医療対策局に「看護師確保対策監」を設置し、総合的な看護職員確保対策に取り組むとともに、実施事業をフォローアップし、さらに必要な課題について検討を進めていきます。また、助産師については、総数を確保しつつ、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムの導入を進めるとともに、院内助産や助産師外来といった、助産師が医療機関においてモチベーションを持って正常分娩を担当できる体制構築に対する支援を行います。
- ③看護職員や女性医師等の就労環境改善に向け、医療勤務環境改善支援センターにおいて、計画的に勤務環境改善に取り組む医療機関に対して引き続き支援を行うとともに、医療機関の主体的な取組を促進するため、「女性が働きやすい医療機関認証制度」を実施します。
- ④看護職員の確保については、引き続き、三重県ナースセンターが求人側の勤務環境を十分把握し、ハローワーク等と連携して、求職者への就業斡旋を実施します。また、平成27年10月から始まるナースセンターへの免許保持者の届出制度について、円滑な導入に向けた取組を進めていきます。
- ⑤県内の各関係大学により構成する国際医療技術連携体制(M-MUSCLE)協議会での議論をふまえ、各大学間の連携を図りながら、海外大学との連携を進めます。
- ⑥公立大学法人三重県立看護大学について、県が策定した第二期中期目標の達成に向けて、法人が作成した中期計画及び年度計画に基づいて適切な大学運営が行われるよう必要な支援を行います。

- ⑦ドクターヘリの広域連携について、和歌山県との相互応援、奈良県との共同運用の基本協定の締結をめざします。また、「MIE-NET」について、試行の検証結果をふまえて必要な改善を行い、モデル地域において本格的な運用を行います。
- ⑧救急医療情報システムへの時間外診療可能医療機関の参加促進について、県医師会等の関係機関と連携して新規開業医を中心に働きかけを行います。また、救急医療に対する県民の理解を深めるため、「みんなで守ろう！三重の医療」キャンペーンを実施し、かかりつけ医を持つことや適切な受診等について啓発を行います。
- ⑨重症の新生児に対し、高度で専門的な医療を提供するため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援するとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）を引き続き運用します。また、「みえ子ども医療ダイヤル」について、深夜帯の相談に対応できる体制を維持します。
- ⑩在宅医療・介護連携の充実については、本県における在宅医療体制の枠組み（フレームワーク）を示し、必要な支援を実施するとともに、医師を対象とした、かかりつけ医の機能強化を図るための研修の実施など、地域の実情・特性に応じた地域包括ケアシステムの整備に資する事業に取り組みます。
- ⑪小児在宅医療について、全県的な取組に向けての議論を展開するため、市町に対し、これまでのモデル地区での取組状況についての情報提供を行うとともに、地域の関係機関の連携体制構築に向けた取組に対し支援します。また、モデル地区での取組のフォローアップを行います。
- ⑫地方独立行政法人三重県立総合医療センターについて、中期計画及び年度計画に基づき、適切な病院運営が行われるよう必要な支援を行います。
- ⑬医療の相談や苦情に迅速かつ的確に対応できるよう相談内容を分析し、さらなる相談体制の充実を図ります。また、県内医療機関における医療安全体制の整備について必要な支援を行います。
- ⑭「医療事故調査制度」について、平成27年3月に公表された国の「医療事故調査制度の施行に係る検討会」の取りまとめ結果等をふまえつつ、医療安全推進協議会等において、医療事故調査に必要な支援を行う県内の支援団体（県医師会、大学病院等）のあり方等を協議し、対応方針を検討していきます。
- ⑮平成27年3月に厚生労働省から示された地域医療構想策定ガイドラインに基づき、病床機能報告制度による医療機関からのデータ等を分析するとともに、地域医療構想調整会議を策定段階から設置し、関係者の議論をふまえつつ、また、地域の医療提供体制において果たすべき県立病院の役割を明確にしつつ地域医療構想を策定します。併せて、医療・介護関係者から幅広く意見を求め、地域医療介護総合確保基金にかかる平成27年度県計画を策定し、必要な事業を実施していきます。
- ⑯三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、市町の財政の安定化のため、引き続き収納率の向上や地域医療構想と整合した医療費の適正化などの市町の取組を支援します。また、平成30年度の国民健康保険の財政運営の都道府県化に伴う市町との適切な役割分担等のあり方について、市町や関係機関と検討を行います。
- ⑰県立こころの医療センターについては、精神科救急・急性期医療などの政策的医療やアルコール依存症治療、認知症治療などの高度先進医療、さらには、精神疾患に悩む若者に対する早期介入・早期支援を進めるとともに、訪問看護等のアウトリーチサービスや作業療法、デイケアといった日中活動支援等による地域生活支援をより一層充実させるべく取り組んでいきます。
- ⑱県立一志病院については、家庭医療を提供するとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりに必要な多職種連携の取組において、地域住民の参画が得られるよう取り組んでいきます。
- ⑲県立志摩病院については、志摩地域の医療体制の充実に向け、指定管理者と連携しながら、引き続き診療体制の回復に取り組んでいきます。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 2 2

がん対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等が連携してがん対策に取り組むことにより、がんに対する意識やがん検診受診率および検診精度の向上が見られ、がんの予防・早期発見が進んでいます。また、がんに対する医療体制や、がん患者とその家族に対する相談支援体制などを強化することにより、がん患者の療養生活の質が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値に到達していないものの概ね減少傾向にあり、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数 (年齢調整後)	/	74.5 人 (23 年)	71.6 人 (24 年)	69.8 人 (25 年)	0.93	66.0 人以下 (26 年)
	77.4 人 (22 年)	78.5 人 (23 年)	73.5 人 (24 年)	75.2 人 (25 年)		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	国が策定したがん対策推進基本計画の主目標の一つであり、がんによる 75 歳未満の死亡状況について、年齢構成の異なる地域間の死亡状況が比較できるよう年齢構成を調整した県の人口 10 万人あたりの死亡者数					
27 年度目標 値の考え方	三重県がん対策戦略プランにおいて、75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後）は、国平均値よりも 1 割以上減少させることを目標としています。国のがん対策推進基本計画中間報告において、平成 27 年の死亡者数を 73.9 人以下としていることから、目標値をその 1 割以上低い 66.0 人として設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	
						目標値 実績値	
12201 がん 予防・早期発 見の推進 (健康福祉部 医療対策局)	がん検診受診 率 (乳がん、 子宮頸がん、 大腸がん)		乳がん 24.4% 子宮頸がん 28.8% 大腸がん 24.2% (23年度)	乳がん 28.0% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 27.9% (24年度)	乳がん 26.9% 子宮頸がん 33.0% 大腸がん 29.5% (25年度)	乳がん 1.00 子宮頸がん 1.00 大腸がん 1.00	乳がん 35.0% 子宮頸がん 35.0% 大腸がん 35.0% (26年度)
		乳がん 20.8% 子宮頸がん 26.7% 大腸がん 20.5% (22年度)	乳がん 19.8% 子宮頸がん 28.3% 大腸がん 23.4% (23年度)	乳がん 18.8% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 24.0% (24年度)	乳がん 33.4% 子宮頸がん 51.6% 大腸がん 30.0% (25年度)		
12202 がん 治療・予後対 策の推進 (健康福祉部 医療対策局)	がん診療に携 わる医師に対 する緩和ケア 研修修了者数 (累計)		681人	804人	916人	0.69	1,050人
		557人	673人	783人	875人		

*地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診受診率の算定方法は、これまで年齢制限がありませんでしたが、平成25年度から40歳から69歳（子宮頸がんは20歳から69歳）までとされており、本県においても本算定方法により算定しています。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	183	155	184	98	215
概算人件費		36	37	36	
(配置人員)		(4人)	(4人)	(4人)	

平成26年度の取組概要

- ①がん検診の受診率向上の取組を促進するため、7市町に対し補助するとともに、市町の意識の向上を図るため、市町がん担当者会議において受診率向上に係る県内外の好事例を共有
- ②地域がん登録のデータ集積（登録届け出数15,323件、延べ登録届け出数74,736件：平成27年3月末現在）をするとともに、地域がん登録の精度向上をめざし、がん登録者向けの研修会を3回実施（受講者数46名）
- ③がん診療連携拠点病院等の協力を得て、緩和ケア研修を7回実施（受講者数92名）
- ④がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、県がん相談支援センターを窓口、社会保険労務士による就労相談を9月末から実施（相談8件：平成27年3月末現在）
- ⑤がん教育のモデル事業として、ワーキンググループを立ち上げ教材等の検討を行い、津市内の小学校2校（103名）において出前授業を実施
- ⑥平成26年4月施行の「三重県がん対策推進条例」に基づき、県民運動として、がん診療連携拠点病院等の医療機関や、がん推進に係る協定締結企業等と連携して、がん征圧月間（9月）にあわせた啓発イベントを実施
- ⑦国から示された「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」をふまえ、県全体のがん医療提供体制の充実に向けた検討を実施

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①がん検診の受診率向上が見られた市町では、特定健診との同時実施や受診対象者に対する個別の受診勧奨の取組が有効であったと考えられます。今後さらに検証を進めるとともに、他市町のがん検診においても、これらの取組が展開されるよう働きかけていく必要があります。
- ②地域がん登録に集積されたデータは、精度基準を概ね満たしています。引き続きデータ収集、集計の取組を進めるとともに、がん登録実務研修を実施し、がん登録の精度の維持向上をさらに促進する必要があります。
- ③緩和ケア研修の受講について、新たにがん医療連携推進病院に指定された医療機関などへ働きかけましたが、受講者数は充分ではありません。各がん診療連携拠点病院等の協力を得ながら、未受講者へ働きかける必要があります。また、患者・家族が適切な時期に緩和ケアを受けることができるよう、緩和ケアに対する正しい知識の普及が必要です。
- ④がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、社会保険労務士による就労相談を実施し、がん患者の就労ニーズの把握に努めました。今後も、就労相談を実施するとともに、就労相談支援のあり方について検討する必要があります。また、就労支援を進めるためには、事業所側に対し、がん患者への理解を求める取組が必要です。
- ⑤児童を対象としたがん教育について、実施した小学校から、がんに対する理解が進んだとの評価を受けました。引き続きモデル事業に取り組み、がん教育教材がより汎用性の高いがん教育のツールとして活用できるよう教育委員会とともに検討する必要があります。
- ⑥県民運動を通じ、医療機関や企業のがん対策に対する活動を県民に発信できました。今後とも、医療機関、企業、関係機関・団体と連携して、がん対策に対する県民の理解を深めるための取組を充実させる必要があります。
- ⑦国のがん診療連携拠点病院の指定要件の見直しに合わせ、県のがん医療提供体制のあり方について整理を行いました。今後、県内のがん患者が、標準的・集学的治療をその居住する地域に関わらず受けられるよう、地域での医療連携体制や在宅医療のあり方について検討していく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部医療対策局 次長 松田 克彦 059-224-2326】

- ①各種がん検診における受診率向上の取組が一層拡大するよう、特定健診との同時実施など、県内外の好事例をとりまとめ、各市町のがん検診への導入を働きかけます。
- ②平成 28 年 1 月のがん登録の法施行をふまえ、大学と連携して引き続き精度の高いがんの罹患情報の収集・集計に取り組むとともに、報告書としてまとめたデータを市町、医療機関へ情報提供します。
- ③がんと診断された時からの緩和ケア体制の充実に向けて、がん診療連携拠点病院等の緩和ケア研修について、管理者及びがん診療に携わる医師の受講を、各医療機関に対して個別に働きかけていきます。また、がんと診断された時からの緩和ケアの有用性について、健康教育等により県民への普及啓発を図ります。
- ④がん患者の就労相談を実施するとともに、がん患者の就労実態をもとに、医療機関や事業所等と連携した支援体制について検討します。また、がん患者の治療と仕事の両立が支援できる環境を整備するため、事業所関係者に向けてがんの正しい知識の普及に努めます。
- ⑤がん教育については、検証結果をふまえて学校教育現場での本格実施に向け、医療関係者や教育関係者と検討を進める一方、モデル校を広げていきます。さらに、中学校における実施に向け教材作成に取り組めます。
- ⑥がん対策に対する県民の理解を深めるため、「三重県がん対策推進条例」に基づき、幅広く企業、関係機関・団体に呼びかけ、がん検診やがんの正しい知識の普及啓発を各種イベント等を通じて進めます。

○⑦がん診療連携拠点病院を中心とした新しいがん医療提供体制の整備を進め、がん医療の一層の充実に努めます。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、県民一人ひとりに、適正な生活習慣が身につくことにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気のと看も、適切な治療や支援を受けています。

平成 27 年度末での到達目標

地域の実情に応じて、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等が連携してこころと身体 の健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少や特定健康診査受診率の向上、歯科疾患の改善がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の充実や医療費助成などにより、安心して療養できる体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標及び活動指標は、いずれも目標の 95%以上を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
健康寿命		男 77.4 歳 女 80.7 歳 (23 年)	男 77.6 歳 女 81.0 歳 (24 年)	男 77.8 歳 女 80.9 歳 (25 年)	男 0.99 女 0.99	男 78.1 歳 女 81.5 歳 (26 年)
	男 77.1 歳 女 80.4 歳 (22 年)	男 77.1 歳 女 80.1 歳 (23 年)	男 77.4 歳 女 80.2 歳 (24 年)	男 77.4 歳 女 80.3 歳 (25 年)		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	国が定めた国民健康づくり運動「健康日本 21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間					
27 年度目標 値の考え方	本県における健康寿命の過去 10 年間の推移をもとに、伸び率が最も高かった 5 年間（平成 17～21 年）の 1 年あたりの平均伸び率（男性 0.250 歳、女性 0.275 歳）を、計画期間内において実現することを目標値として設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		12301 健康づくり活動の推進 (健康福祉部 医療対策局)	8020 運動推進員 数	/	249人		276人
		222人	225人	279人	306人	/	
12302 こころの健康づくりの推進 (健康福祉部 医療対策局)	自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数	/	7地域	9地域	9地域	1.00	9地域
		6地域	9地域	9地域	9地域		/
12303 生活習慣病・難病対策の推進 (健康福祉部 医療対策局)	特定健康診査受診率	/	43.2% (23年度)	47.1% (24年度)	49.8% (25年度)	0.95	55.0% (26年度)
		39.2% (22年度)	41.1% (23年度)	44.6% (24年度)	47.5% (25年度)		/

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,667	2,735	2,760	2,967	3,531
概算人件費	/	370	487	453	/
(配置人員)	/	(41人)	(53人)	(51人)	/

平成26年度の取組概要

- ①ソーシャルキャピタル(人々の信頼関係や結びつき)を活用した健康づくり推進のため、市町職員、健康づくりに関する関係職員等が参加する「地域の健康づくり研究会」を2回開催
- ②働く世代を対象とした、食塩の摂取過剰の改善や薄味の定着をめざし、「食塩エコ 社員食堂節塩モデル事業」を県内企業で実施(1企業、5日間)
- ③全国健康保険協会三重支部と、「三重県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」を9月に締結するとともに、特定健診受診率向上のため、市町が実施するがん検診との同時実施について5市へ働きかけを実施
- ④歯科口腔保健対策は、歯科医師11人が小学校、児童相談所において要保護児童スクリーニング指標(MIES*)を活用するとともに、小学校2校においてフッ化物洗口の取組を開始
- ⑤自殺対策として、若年層を対象にした自殺予防教育(7回)や、中高年層を対象とした出前講座(10回)、メンタルパートナー指導者を対象にしたフォローアップ研修(2回)を実施するとともに、自殺未遂者の再企図を防ぐための取組を実施するため、関係者間での検討会を実施(2回)
- ⑥難病対策の新制度が1月から施行され、約14,000人(平成27年3月末現在)に医療受給者証を交付するとともに、難病の治療等を行う「指定医療機関」を約1,700機関、診断書を記載することができる「指定医」を約1,600名登録

平成26年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①「地域の健康づくり研究会」を開催して、ソーシャルキャピタルが健康に与える関係性について関係者の認識を深めました。今後は、県内外の先駆的な取組事例について情報収集を行い、関係者間で共有して健康づくり活動の実践につなげる必要があります。

- ②糖尿病など生活習慣病の増加に対応するため、企業などと連携して、健康に配慮した食生活の実践についての普及啓発に取り組みました。今後は、糖尿病の発症予防や重症化予防に取り組む必要があります。
- ③全国健康保険協会三重支部と締結した健康づくりの協定に基づき、特定健康診査、がん検診の受診率向上やたばこ対策に取り組むなど、関係団体等と連携した健康づくりの取組を進める必要があります。
- ④歯科口腔保健対策については、学校や歯科医師会など地域の関係者の協力を得て、小学校においてフッ化物洗口の取組を始め、関係者と課題の抽出、明確化を図りました。また、要保護児童スクリーニング指標（M I E S）については、歯科医師が学校医として活用し普及を図りました。今後は高齢化が進む中、在宅における歯科医療のニーズをふまえた対応が必要です。
- ⑤自殺対策では、全体としては自殺者数の減少傾向がみられるものの、増加傾向にある若年層や、自殺者数が多い中高年層に対するメンタルヘルス対策などの取組が必要です。また、自殺未遂者の再企図を確実に防ぐための効果的な取組をモデル的に実施し、関係者間で定期的な情報共有・支援の場の設定や、対応できる人材養成を進める必要があります。
- ⑥難病対策の新制度が施行されたことに伴い、難病患者が良質で適切な医療が受けられるよう、医療機関や関係機関・団体等と連携して医療提供体制の確保や療養生活環境の整備を図る必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部医療対策局 次長 松田 克彦 059-224-2326】

- ①ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの取組が各地域で展開されるよう、「地域の健康づくり研究会」への幅広い関係者の参加を呼びかけ、健康づくり活動の成功事例を検証して、その結果をふまえたモデル的な取組が展開されるよう支援していきます。
- ②県内企業の働く世代への取組の強化を図ることにより、糖尿病予備群の増加の防止や重症化予防への働きかけを積極的に行います。
- ③地域保健のスタッフを対象にした研修や、全国健康保険協会三重支部が企業を対象に実施するセミナー等において、健康づくりに関する知識や情報の普及を進めます。
- ④歯科口腔保健対策については、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、小学校等におけるフッ化物洗口、M I E S の定着や普及・拡大に向けて関係団体等と連携して組織的、計画的に取組を進めます。また、在宅における歯科医療ニーズに対応するため、各地域で展開する地域包括ケアシステムの取組において、関係機関・団体、市町等と連携を図り取組を進めます。
- ⑤自殺対策については、メンタルパートナーを対象としたステップアップ研修を実施し、関係機関と連携して身近な人のこころの健康に気づき、支援できる人材育成に取り組めます。また、自殺未遂者の再企図防止モデル事業を実施するとともに、医療機関等と連携した自殺未遂者ケアに対応できる人材育成のための研修実施などの取組を進めます。
- ⑥平成 27 年 7 月から、指定難病が 306 疾病に拡大されます。難病患者が良質で適切な医療を受けられるよう、医療費助成など円滑な制度の運営に取り組むとともに、「新・難病医療拠点病院」を指定して、難病患者を支える医療提供体制の整備に努めます。また、難病患者の療養や日常生活での不安の解消を図るなど、きめ細かな相談・支援を行うため、難病相談・支援センターにおいて、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携を強化し、生活・療養相談、就労相談体制の充実を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 134

薬物乱用防止等と医薬品の安全確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体との連携により、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組んでいます。また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保された社会が構築されています。

平成 27 年度末での到達目標

多くの関係機関等と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。また、医薬品や医療機器などの製造から販売に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全な医薬品等が供給されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成しましたが、活動指標 4 項目中 1 項目が目標値を達成できなかったことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
薬物乱用防止講習会の参加者数（累計）	/	245,200 人	295,200 人	345,200 人	1.00	395,200 人
	204,790 人	264,566 人	326,721 人	388,992 人		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数
27 年度目標値の考え方	平成 20 年度以降実施してきた講習会の参加者に加え、今後、毎年度 5 万人ずつ参加者を確保し、平成 27 年度末で県内人口の 20%以上をカバーするよう目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13401 薬物乱用防止対策の推進（健康福祉部）	薬物乱用防止事業の協力者数	/	2,981 人	3,052 人	3,123 人	1.00	3,194 人
		2,933 人	3,014 人	3,102 人	3,761 人		/
13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保（健康福祉部）	医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	/	0%	0%	0%	0.00	0%
		0%	0%	0%	7.0%		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13403 生活衛生営業の衛生水準の確保 (健康福祉部)	生活衛生営業施設における健康被害発生件数		0件	0件	0件	1.00	0件
		0件	0件	0件	0件		
13404 人と動物との共生環境づくり (健康福祉部)	犬・猫の引取り数		3,351頭	3,285頭	3,285頭以下	1.00	3,285頭以下
		3,373頭	3,249頭	2,162頭	1,411頭		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	164	156	165	185	206
概算人件費		361	368	373	
(配置人員)		(40人)	(40人)	(42人)	

平成26年度の取組概要

- ①「平成26年度三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の街頭啓発の実施(18回)、医療用麻薬等取扱い施設の立入検査の実施(1,934施設)、薬物依存者やその家族の相談応需(41件)、民間団体と連携した薬物依存者の家族教室の開催(5回)
- ②東海北陸厚生局、県警察本部等の関係機関と連携した危険ドラッグ緊急対策連絡会議の開催(2回)、「三重県危険ドラッグに対する緊急対策」を策定し、危険ドラッグ販売店の立入検査(1施設)や、緊急街頭啓発(12回)、自動車運転者を対象とした啓発を実施(22施設)
- ③医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を実施(2,378施設)、「くすりの相談テレホン」で県民からの問い合わせに対応(4,157件)
- ④訪問薬剤管理指導に取り組む薬局薬剤師への研修会の開催(四日市地域で14回)、無菌調剤室の共同利用可能な薬局の整備支援(津地域1施設、松阪地域1施設)、医療材料等の薬局間ネットワーク供給システムの構築支援(伊賀地域1施設)
- ⑤高校生等の献血啓発ボランティアであるヤングミドナサポーターを募集(662名)、高校生献血推進会議の開催、教育委員会、血液センター等と連携した高等学校における献血セミナーの開催(67回)、「愛の血液助け合い運動」等の街頭献血ページの実施(38回)
- ⑥生活衛生営業施設に対し監視指導を行うとともに、レジオネラ菌による健康被害の発生しやすい公衆浴場の自主衛生管理を促進(公衆浴場の自主衛生管理定着率92.6%)
- ⑦犬・猫の殺処分をなくすため、「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護教室などの普及啓発活動、譲渡事業、飼い主への終生飼養の指導などの引取り数を減らす取組等を実施(犬譲渡数191頭、猫譲渡数70匹、動物愛護教室等参加者3,199名)
- ⑧動物愛護管理の普及啓発、犬・猫の殺処分数の減少、災害時対応及び県民との協創に必要な機能や動物愛護管理の取組体制等、三重県動物愛護推進センター(仮称)の機能及び整備方法を決定

平成26年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①「平成26年度三重県薬物乱用対策推進計画」を策定し、警察本部、教育委員会等関係機関と連携して、薬物乱用防止のための啓発、立入検査、再乱用防止対策に取り組みました。今後も引き続き、薬物乱用防止対策に取り組む必要があります。

- ②関係機関との連携した取組で県内の危険ドラッグ販売店舗は無くなりました。しかし、指定薬物以外の危険ドラッグの所持、使用については、現行の法制度では明確な禁止規定がないため、これらの規制や薬物乱用防止にかかる責務及び基本施策を盛り込んだ条例の制定について、検討を進める必要があります。
- ③医薬品等の検査を実施した結果、不適合医薬品を製造した施設がありましたが、迅速な回収等適切な対策を講じたため、健康被害は発生しませんでした。医薬品等の安全確保のため、今後も引き続き、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を行う必要があります。また、医薬品等の適正使用のため、くすりの相談テレホン等により県民に対して医薬品等の副作用や服用方法などの情報を提供しました。今後も継続して情報提供を行う必要があります。
- ④薬局・薬剤師の在宅医療への参画を促進するため、モデル事業として、薬局薬剤師のスキルアップ研修や無菌調剤室の共同利用可能な薬局の整備等の支援を実施しました。薬局は地域包括ケアシステムを構成する施設として重要な役割を担うことから、今後も継続して事業を行う必要があります。
- ⑤県内のほとんどの高等学校に対して献血セミナーを開催するとともに、ヤングミドナサポーターや三重県学生献血推進連盟「みえっち」等の若年層とともに献血啓発を実施するなど、多くの若年層に献血思想を普及することができました。将来にわたって献血協力者を確保するため、今後も引き続き、若年層に対する献血啓発に取り組む必要があります。
- ⑥生活衛生営業施設における健康被害の発生はありませんでしたが、レジオネラ菌による健康被害発生を防止するため、公衆浴場の自主衛生管理をさらに定着させる必要があります。
- ⑦動物愛護教室などの普及啓発活動等の取組により、犬・猫の殺処分数は減少傾向にありますが、将来的に殺処分がなくなることをめざし、取組を強化する必要があります。
- ⑧三重県動物愛護推進センター（仮称）について、動物愛護管理事業の推進に必要な機能及び整備方法を決定しました。今後は、その整備に向け計画的に取り組む必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 増田 直樹 059-224-2321】

- ①「平成 27 年度三重県薬物乱用対策推進計画」を策定し、引き続き、警察本部、教育委員会等関係機関と連携して薬物乱用防止の啓発、立入検査、再乱用防止に取り組み、薬物乱用防止に努めます。
- ②危険ドラッグ等薬物乱用防止のため、条例を制定し、危険ドラッグ等薬物の使用を許さない県民意識の醸成に努めます。
- ③医薬品等の安全確保のため、医薬品販売業者の監視指導を行うとともに、医薬品製造業者に対しては、医薬品の製造管理及び品質管理の基準を遵守するよう監視指導を強化します。また、くすりの相談テレホン等により県民に対して医薬品等の副作用や服用方法などの情報を提供します。
- ④薬局・薬剤師の在宅医療への参画を促進するため、拠点となる薬局の整備や薬剤師のスキルアップ等を進めます。
- ⑤若年層に対する献血の取組として、引き続き高等学校における献血セミナーやヤングミドナサポーターと連携した献血啓発などを実施していきます。また、高校生献血推進会議で得た意見も参考に、SNSによる啓発など、事業の充実を図ります。
- ⑥生活衛生営業施設に対して監視指導を行うとともに、レジオネラ菌による健康被害の発生を防止するため、公衆浴場における自主衛生管理をさらに促進します。
- ⑦「第 2 次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、獣医師会やボランティア団体等との連携体制を強化し、犬・猫の譲渡や動物愛護管理の普及啓発等の取組を一層進めるとともに、災害時のペット対策に取り組みます。
- ⑧動物愛護管理事業の推進に必要な犬・猫の譲渡や診療等の機能を備えた三重県動物愛護推進センター（仮称）の整備を行うため、その設計に着手します。

*「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 4 1

介護基盤整備などの高齢者福祉の充実

【担当当局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じて介護サービス等が継続的に提供され、地域住民等による地域における見守りなどが行われることで、高齢者が地域で自立し、安心して暮らせるとともに、生きがいを持って「支え合いの地域社会」の担い手として活動しています。

平成 27 年度末での到達目標

施設への入所申込を行っている高齢者が多い中、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者のための介護基盤の整備が進むとともに、地域包括ケア*の取組や認知症対策の実施により、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる環境整備が進んでいます。

また、高齢者が生きがいを持って地域貢献活動などを行っています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標である「介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの待機者数」は 1,574 名ですが、その中には入所の順番になっても入所を断った方が 550 名、入所手続中の方が 161 名存在するため、実際の待機者は 863 名（目標達成状況 0.91）となります。こうしたことや活動指標の平均目標達成状況も 0.9 を超えていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	2,123 人	1,572 人	1,097 人	786 人	0.50	0 人
		1,740 人	1,805 人	1,574 人		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数					
27 年度目標値の考え方	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者について、施設整備等により平成 26 年度までに解消することをめざし、目標値を設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	
						実績値	
14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上 (健康福祉部)	主任ケアマネジャー登録数		636人	706人	776人	1.00	846人
		566人	656人	741人	825人		
14102 介護基盤の整備促進 (健康福祉部)	特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)		14,227床	14,837床	15,436床	0.74	16,497床
		13,477床	14,027床	14,396床	15,165床		
14103 在宅生活支援体制の充実 (健康福祉部)	認知症サポーター数(累計)		63,000人 (23年度)	87,500人	(達成済)	1.00	87,500人
		49,385人 (22年度)	65,525人 (23年度) 79,983人 (24年度)	94,762人	108,069人		
14104 高齢者の社会参加環境づくり (健康福祉部)	地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数		741人	893人	930人	1.00	930人
		678人	874人	1,598人	1,647人		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	25,055	25,587	23,528	25,744	24,963
概算人件費		325	313	311	
(配置人員)		(36人)	(34人)	(35人)	

平成26年度の取組概要

- ①平成27年度から3年間を計画期間とする「第6期介護保険事業支援計画・第7次高齢者福祉計画」の策定
- ②介護従事者の人材養成、資質向上のための認定調査員などの資質向上に向けた研修(参加者数1,659人)、介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上に向けた研修(参加者数1,802人)、介護従事者を対象とした資質向上のための研修(参加者数296人)を実施
- ③「三重県介護保険事業支援計画(第5期計画)」に基づく、特別養護老人ホーム等の整備を促進(特別養護老人ホーム360床(内150床は未完成のため平成27年度に繰越)、介護老人保健施設360床(内100床は未完成のため平成27年度に繰越))
- ④介護基盤緊急整備等特別対策事業による地域密着型介護サービス施設整備(15施設)や既存施設のスプリンクラー整備等防災対策を促進(20施設)
- ⑤養護老人ホームが実施する耐震改修の費用に対する助成(1施設)及び施設間等の災害時相互支援協定の締結に向けた働きかけなど防災対策を実施
- ⑥地域包括ケアに関する市町、地域包括支援センター*職員に対する研修等を実施(参加者数319人)
- ⑦医療と介護の連携のための研修を実施(参加者数315人)
- ⑧介護予防に関する市町、地域包括支援センター職員等に対する研修を実施(参加者数380人)
- ⑨高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けた研修を実施(参加者数251人)

- ⑩認知症専門医療等を実施する「基幹型認知症疾患医療センター」の指定（1か所）、「地域型認知症疾患医療センター」を指定（4か所）、認知症にかかる相談対応を行う「認知症コールセンター」を設置
- ⑪老人クラブに対する活動費助成（1,893クラブ）、全国健康福祉祭へ県選手団を派遣（128人）

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を開催し、「第5期介護保険事業支援計画・第6次高齢者福祉計画」の進捗状況を検証しました。また、同分科会で次期計画に関する審議を行い、同分科会における意見をふまえて次期計画を策定しました。
- ②介護サービスを支える人材に対して研修を実施し、知識、技能の修得を支援しました。とりわけ、主任介護支援専門員については、目標数を超えた人数を養成することができました。質の高いサービスが提供されるよう、引き続き介護従事者の人材育成、資質向上が必要です。
- ③介護サービス基盤の整備にあたっては、事業者向けの説明会を開催し、各種相談に応じるなど整備促進を図りましたが、地盤の改良等に時間を要し完成が遅れた施設があったことから、計画どおりの整備が進みませんでした。また、今後は、経営環境の見通しが立てづらいこともあり、新たに参入する事業者の減少が懸念されます。
- ④重度の要介護者や認知症の方が、住み慣れた地域できめ細かなサービスを受けられるよう、介護基盤の緊急整備として地域密着型サービス施設等の整備の支援を行っていますが、小規模な施設が多く経営環境が厳しいこともあって、整備の進捗は芳しくありません。重度の要介護者や認知症の増加が見込まれる中、地域密着型サービスのさらなる充実が必要です。
- ⑤避難所指定を受けている特別養護老人ホーム1施設および養護老人ホーム1施設にかかる耐震化工事が完了しました。このことにより、高齢者関係入所施設の耐震化は完了しました。また、施設間等の災害時相互支援については、県内全域で取組が進むよう、引き続き、先進事例の紹介など働きかけが必要です。
- ⑥地域包括ケアの取組が進むよう、地域包括支援センター職員等を対象とした会議を実施するとともに、困難事例等を多職種で検討する地域ケア会議*にアドバイザーを派遣し、地域包括支援センターの機能強化を支援しました。高齢化が進行する中、地域包括ケアの取組の充実が必要です。
- ⑦医療・介護の連携を推進していくために、医療・介護関係の多職種が共に学び、情報交換や意見交換を行いながらネットワーク構築をめざしていくことが重要と考えることから、在宅医療と介護連携の推進取組のきっかけづくりのため、あるいは一層の推進を図るため、県内3か所で研修会を開催しました。
- ⑧介護予防に関する研修を実施し、介護予防の事業評価の結果を共有しました。また、市町職員等を対象に新しい介護予防・日常生活支援総合事業*の導入に向けた対策会議を実施し、現状や課題について整理を行った結果、平成27年度に3保険者が総合事業を実施することとなりました。今後市町における介護予防のより効果的な取組を推進するなど、新しい総合事業への対応が必要です。
- ⑨高齢者虐待への対応が適切に行われるよう、市町や地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施するとともに、専門家の協力を得て相談支援体制を充実させました。高齢者虐待は、依然として発生していることから、引き続き高齢者虐待の防止や成年後見などの高齢者の権利擁護の取組が必要です。
- ⑩認知症に関する専門医療や専門医療相談を充実させるため、「認知症疾患医療センター」を指定するとともに、認知症サポート医等の養成を進めました。また、認知症の理解の普及を図るため、認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症連携パス推進員の配置やセミナーを実施して認知症連携パスの普及を進めました。認知症が増加傾向にある中、早期の段階からの適切な診断と対応

のための体制づくり、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援が必要です。

⑩老人クラブに対する活動助成等により、高齢者によるさまざまな地域貢献活動が行われていますが、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加し、特に軽度者を中心に生活支援のニーズが高まっており、元気な高齢者を生活支援の担い手として養成する必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】

- ①新オレンジプランをふまえた認知症施策を含む「第 6 期介護保険事業支援計画・第 7 次高齢者福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。また、地域医療介護総合確保基金を活用して、介護サービス提供体制の整備を促進します。
- ②介護サービスの向上を図るため、ケアマネジャーの資質向上に向けた研修や、要介護認定の一層の適正化に向けた認定調査員等の研修、介護施設等における看護職員の研修等を実施します。
- ③施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、引き続き事業者向けに補助金をはじめとする各種情報の提供を行い、特別養護老人ホーム等の整備を促進するとともに、必要度の高い方から優先的に入所できるよう、入所基準の厳正な運用を各施設に要請します。
- ④高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、地域密着型サービス施設の整備等を支援します。
- ⑤県内全域での施設間等の災害時相互支援協定の締結に向けて、情報提供などの支援を行います。
- ⑥地域包括ケアの取組が進むよう、市町、地域包括支援センター職員を対象に、地域包括ケア実現に向けた研修を実施します。また、センター等の職員の専門性の向上や訪問看護サービスの拡充に向けた人材確保の取組を支援します。
- ⑦医療・介護関係者研修の開催が軌道に乗っていない市町において、協働して研修会を開催します。
- ⑧市町が介護予防を効果的に実施するとともに、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が円滑に実施されるよう、研修の開催や先進事例を紹介するなど、市町を支援します。
- ⑨高齢者虐待の早期発見・早期対応や成年後見制度の利用促進に向けて、市町や地域包括支援センターの職員、介護施設従事者を対象とした研修を関係機関と連携して開催します。
- ⑩認知症の専門医療等を実施する「認知症疾患医療センター」を指定するとともに、認知症サポート医への研修や認知症サポーターの養成など人材育成を進めます。さらに、関係機関との連携を進めるため認知症連携パスの普及・定着等を図ります。
- ⑪元気な高齢者が生活支援の担い手となるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献などの活動を支援します。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策142

障がい者の自立と共生

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、地域において自立した生活を営み、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

平成27年度末での到達目標

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、一般就労に加え、新たな働き方を見据えた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えていきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標を達成するとともに、活動指標の半数以上で目標を達成しており、障がい者の自立と共生に向けた取組が進んでいることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）	1,122人	1,203人 1,233人	1,294人 1,320人	1,385人 1,410人	1.00	1,476人
目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方						
目標項目の説明	グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活をしている障がい者数					
27年度目標値の考え方	平成23年度の実績見込が1,112人であることから、平成24年度以降は、毎年度入所施設から30人、障害児施設から16人、地域からの利用45人の計91人の地域移行をめざし、目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進（健康福祉部）	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	4,622人	4,838人 5,622人	5,438人 6,227人	5,438人 6,593人	1.00	5,438人

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14202 障がい者福祉サービスの充実 (健康福祉部)	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数		80人	85人	90人	1.00	95人
		75人	80人	76人	114人		
14203 障がい者の相談支援体制の整備 (健康福祉部)	総合相談支援センターへの登録者数		5,520人	5,740人	5,960人	0.95	6,180人
		5,299人	5,315人	4,986人	5,644人		
14204 精神障がい者の保健医療の確保 (健康福祉部)	社会的入院から地域移行した精神障がい者数 (累計)		410人	460人	510人	0.26	560人
		372人	418人	440人	458人		
14205 障がい者の社会参加環境づくり (健康福祉部)	県障がい者スポーツ大会参加者数		1,450人	1,500人	1,550人	1.00	1,600人
		1,303人	1,300人	1,501人	1,562人		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,188	13,999	15,011	15,462	15,698
概算人件費		766	717	693	
(配置人員)		(85人)	(78人)	(78人)	

平成26年度の取組概要

- ①障害者支援施設入所者等に対する意向調査を実施するとともに、平成27年度から29年度を計画期間とする「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を改訂
- ②障がい者の暮らしと日中活動の場の整備を支援（グループホーム4か所、生活介護事業所1か所）
- ③「児童福祉法」の改正をふまえた福祉型障害児入所施設のあり方検討会を開催するとともに、県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行を促進（9人）
- ④重度訪問介護の対象が拡大されたことから、強度行動障がいのある知的障がい者の支援者を養成する研修を実施
- ⑤県内の重症心身障がい児（者）や遷延性意識障がい児（者）の状況について把握するとともに、短期入所事業所の整備や、たん吸引等の医療的ケアを行う介護職員を養成
- ⑥障がい者の安全・安心確保のため県内の障がい関係施設の耐震改修等を実施（1か所）
- ⑦官公需を中心に「共同受注窓口*」の受注拡大を推進（53,542千円）
- ⑧「障害者優先調達推進法」に基づく調達方針を策定し、県から障害者就労施設等への調達拡大を推進（70,923千円（3月末見込み））
- ⑨障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く「社会的事業所*」の創設と安定的な運営を支援（3か所）
- ⑩障がい者が安心して地域で生活していくための相談支援窓口として、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施
- ⑪サービス等利用計画案の作成が進むよう、市町における体制の整備等を支援・助言するとともに、相談支援専門員の養成研修を実施

- ⑫障がい者の虐待防止と虐待対応に関する研修を実施するとともに、有識者等で構成する専門家チームによる虐待事案に対する助言や事例検討を実施
- ⑬精神障がい者の地域生活定着のためアウトリーチ（訪問支援）*を実施。輪番制による精神科救急医療体制の確保と電話による24時間精神科医療相談を実施（緊急入院340件、外来診療699件、救急輪番の相談助言781件、24時間精神科医療相談1,705件、合計3,525件）
- ⑭「アルコール健康障害対策基本法」の主旨やアルコール関連問題に関する理解を深める講演会を開催するとともに、内科医や産業医を対象にした研修を実施し、飲酒運転違反者が受診する医療機関を指定（参加者16人、指定36か所）
- ⑮平成33年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、新たな障がい者スポーツ競技団体の結成を支援するとともに、中級の障がい者スポーツ指導員を養成（知的障害者バレーボール男子結成、中級指導員15人養成）
- ⑯芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「障がい者芸術文化祭」を開催（ステージ発表（18組、188人）、作品展示（234点）、入場者数（2,030人））
- ⑰視覚障害者支援センターや聴覚障害者支援センター等を運営、支援するとともに、災害時における聴覚障がい者の情報保障や避難行動の支援を行うため、度会郡4町と協定を締結。身体障害者補助犬の育成支援（盲導犬1頭）とあわせて、身体障害者補助犬の受入について施設への指導を実施（5回）

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①障害者支援施設入所者等に対する意向調査により、真に必要な障害福祉サービスを明らかにするとともに、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を改訂し、今後3年間で取り組む事項や目標を定めました。PDCAサイクルにより、プランの進行管理を的確に行うとともに、地域移行や医療的ケア等に係る具体的な対応策について検討していく必要があります。
- ②新たにグループホーム4か所を整備するとともに、障がい者の暮らしと日中活動の場の確保、充実を図りました。障がいの重度化や親なき後も見据え、安心して地域生活を送るために必要な受け皿や障害福祉サービスを早急に整えていく必要があります。
- ③県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行に取り組みました。残された加齢児への対応とともに、「児童福祉法」の改正をふまえ、福祉型障害児入所施設のあり方について合意形成を図り、必要な施策を実施していく必要があります。
- ④強度行動障がい支援者養成研修を実施し、地域で支援を行う人材を育成しました。強度行動障がいのある知的障がい者の地域生活を支援する、重度訪問介護事業者等の拡充に向けて、人材育成を継続する必要があります。
- ⑤短期入所事業所の整備や、たん吸引等の医療的ケアを行う介護職員を養成するなど、障害福祉サービスの充実を支援しました。医療的ケアが必要な障がい者やその家族が地域で安心して暮らせる環境を整えるため、医療的ケアができる人材の育成やショートステイ等の受入体制づくりなど、福祉と医療の連携を推進する必要があります。
- ⑥障害者支援施設1か所の耐震改修等を実施し、障害者支援施設については、全ての耐震化整備が完了しました。また、災害発生時における精神医療関係者の派遣体制の検討やこころのケア研修を実施し、対応方法の確認や職員の意識づけができました。災害発生時における精神保健医療の機能低下に対する迅速、適切な対応とともに、遷延性意識障がいなど医療的ケアが必要な方への対策が課題となっており、今後、検討していく必要があります。

- ⑦「共同受注窓口」において、受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行った結果、昨年度の実績を上回る 53,542 千円の取扱高となりました。市町や民間企業などへの営業活動を強化し、受発注のマッチングを一層進める必要があります。
- ⑧平成 26 年度の調達方針の中で昨年度を上回る調達目標額を設定し、優先調達の拡大を進めた結果、障害者就労施設等への発注額は 70,923 千円（3 月見込み）となりました。今後、清掃などの役務についても優先発注に努めるとともに、市町の優先調達の取組を促していく必要があります。
- ⑨3 か所の「社会的事業所」が創設され、障がい者の働く場が拡充しました（21 人）。引き続き、安定的な運営を支援するとともに、社会的事業所を増やしていく必要があります。
- ⑩平成 27 年 2 月に国が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」をふまえ、職員等対応要領の策定や障害者差別解消支援地域協議会の検討など、障害者差別解消法の平成 28 年度施行のための準備を進める必要があります。
- ⑪相談事業により、障がい者が安心して地域で暮らしていくことを支援しました。引き続き、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施するとともに、今後、市町、圏域、県による効果的な相談支援体制について検討していく必要があります。
- ⑫サービス等利用計画については、効率的な作成方法について助言するとともに、相談支援専門員の養成研修を進めたところ、進捗が図られました。今後、モニタリング時等においてサービス等利用計画の質の向上を図る必要があります。
- ⑬障がい者の虐待防止と虐待対応に関する研修を実施し、関係者の意識の醸成を行いました。専門家チームによる事例検討の結果を市町や関係機関と共有し、専門性と支援力の向上を図ることが必要です。
- ⑭精神科病院と関係機関等が連携してアウトリーチを実施し、精神障がい者が地域で継続して生活できる環境整備を進めました。また、輪番制による精神科救急医療体制を確保するとともに、電話による 24 時間精神科医療相談により安心した生活を支えました。今後も、精神障がい者やその家族が、安心して医療などを受けられる体制を継続していく必要があります。
- ⑮「アルコール健康障害対策基本法」の主旨やアルコール関連問題について、県民への普及啓発に努めるとともに、内科医や産業医を対象にした研修を実施し、飲酒運転違反者が受診する指定医療機関が増加しました。今後、より一層、身近なところで受診できるよう、指定医療機関の増加に取り組み、アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組を進める必要があります。また、「アルコール健康障害対策基本法」が制定されたことを受けて、アルコール健康障害対策を総合的、計画的に推進していく必要があります。
- ⑯平成 33 年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、全競技に参加できるよう、新たな障がい者スポーツ競技団体の結成を支援した結果、全 12 競技の内、10 競技まで団体を結成することができました。今後、残る競技団体の結成を図るとともに、既存の障がい者スポーツ団体の競技力の強化や障がい者スポーツ指導員、審判員等の育成が必要です。
- ⑰「障がい者芸術文化祭」について、地元ケーブルテレビやタウン情報誌なども含めた効果的な広報や、特別支援学校特設コーナーの設置、ステージ発表や展示作品の確保など開催市と連携した取組を進めた結果、伊賀地域を中心に多くの展示、発表があり、入場者数も増加しました。引き続き、展示作品等や入場者数の増加に努め、障がい者の社会参加を促進していくことが必要です。
- ⑱点字図書や字幕映像ライブラリーの制作・貸出、点字奉仕員や手話通訳者等の養成、生活相談や生活訓練の実施により、視覚障がい者・聴覚障がい者の情報支援、生活支援を進めました。視覚障害者の歩行訓練を充実することや手話による意思疎通を一層進めるための法や条例の整備が求められています。また、災害時における要援護者の支援に関する協定書を度会郡 4 町と締結し、市町が

作成する災害時要援護者名簿を、平常時から県（聴覚障害者支援センター）へ提供できるようにしました。今後、他の市町へ取組を拡大していくことが必要です。

身体障害者補助犬の受入について施設への指導を実施した結果、事業者の理解を得ることができました。今後も、身体障害者補助犬の受入に関する正しい知識の普及や理解を促進していく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】

- ①平成 26 年度に改訂した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、権利の擁護や障がい者雇用、地域生活の支援などに重点的に取り組み、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざします。
- ②障害者支援施設入所者等の意向をふまえ、障がい者の地域移行と地域生活支援を進めるため、住まいの場となるグループホームや日中活動を支援する障害福祉サービス事業所等の充実を図ります。また、障がい者本人の意欲を喚起するため、重度障害者等自立生活体験事業を継続するとともに、エンパワメントの推進について検討します。
- ③加齢児の円滑な地域移行を図るため、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置するほか、今後の福祉型障害児入所施設のあり方について合意形成を図り、施設への入所時から、退所時を見据えたケアに取り組むとともに、地域において支援を行う人材の育成と障害福祉サービスの充実に努めます。
- ④強度行動障がいのある知的障がい者の地域生活を支える体制を整えるため、引き続き、支援者養成研修を実施するとともに、自立支援協議会等において、強度行動障がいのある知的障がい者の地域移行を促進する取組の情報共有を図り、支援策について検討します。
- ⑤医療的ケアを必要とする障がい者と家族のニーズに応じ、地域において安心して生活が送れるよう、福祉、介護、医療等の関係分野が連携し、三重県障害者自立支援協議会で「医療的ケア」の課題について専門的に検討するほか、地域生活を支える体制の整備や人材の育成に取り組めます。
- ⑥災害時における精神保健医療の対応力の維持、向上を図るため、新たに D P A T（災害派遣精神医療チーム）の体制構築に向けた検討を行うとともに、医療的ケアが必要な方への災害時の対応について、関係機関とともに検討します。
- ⑦福祉事業所における工賃等のさらなる向上に向けて、「共同受注窓口」と事業所との連携・協力体制を一層推進するとともに、事業所の自主的な取組を促進し、受注拡大を進めます。
- ⑧平成 26 年度の優先調達結果をふまえ、平成 27 年度の調達方針を策定し、障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組むとともに、調達内容の多様化を図ります。
- ⑨障がい者の新たな雇用の場の拡大を図るため、「社会的事業所」の拡大、安定的な運営について、市町とともに支援します。
- ⑩平成 28 年 4 月 1 日の「障害者差別解消法」施行に向けて、国が策定した基本方針に基づき、普及・啓発活動や職員等対応要領の策定、障害者差別解消支援地域協議会の設置検討など、法の実効性を確保する取組を進めます。
- ⑪自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を継続するとともに、新たに自閉症・発達障害者支援センターに「発達障害者地域支援マネージャー」を設置するなど、市町・事業所等の支援機能の強化を図り、市町、圏域、県における重層的な相談支援体制の構築を進めます。また、人材育成検討委員会において取りまとめた三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンに基づき、相談支援従事者の育成を進めます。
- ⑫市町に対する指導監査等において、サービス内容が障がい者の状況やニーズに適合していること、適切にモニタリングが行われていることを確認するなど、質の高いサービス等利用計画について重

点的に指導・助言します。

- ⑬虐待防止の専門家チームにおいて引き続き事例検討を行うとともに、事例集等を作成し、市町や関係機関と共有することにより、専門性と支援力の向上を図ります。
- ⑭関係機関の連携強化や退院支援体制の確保を図ることにより、精神障がい者の地域移行を推進するとともに、地域で安心して生活ができるよう、24時間対応できる支援体制や精神科救急医療体制の充実、確保に努めます。
- ⑮飲酒運転違反者が受診する指定医療機関の増加に向けて、内科医や産業医を対象にした研修を実施するとともに、アルコール依存症患者の早期発見や適切な対応方法等について普及啓発に努めます。また、平成27年度に国が策定予定のアルコール健康障害対策推進基本計画について情報収集に努め、県計画策定に向けた準備を進めます。
- ⑯障がい者スポーツについて、残る競技団体の結成に努めるとともに、全国障害者スポーツ大会の団体競技の予選会を兼ねた北信越・東海ブロック大会の県内開催を誘致し、出場選手等の競技力や審判スキルの向上を図ります。また、会場調整や準備委員会設置の検討、障がい者スポーツ指導員や審判員の養成、スポーツ実技指導の充実など、平成33年に開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けた準備を進めます。
- ⑰国際大会等で活躍できる障がい者スポーツ選手を発掘するため、個々の障がいに応じたプログラムを障がい者スポーツ医等と共同で作成し、選手の育成、強化を推進します。また、国内外で活躍する国内選手の練習場として、県内施設を積極的に提供し、県内選手の指導や指導員等の選手対応経験の蓄積を図りながら、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致に向けた事前の準備を進めます。
- ⑱「障がい者芸術文化祭」への参加者数、入場者数がより一層増加するよう、開催方法や広報等について検討し、開催地と連携して開催します。
- ⑲視覚障害者支援センターや聴覚障害者支援センター等において、歩行訓練などの生活支援を充実するとともに、意思疎通支援者の養成等、障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション支援を行うとともに、全国の自治体における手話言語条例の制定状況等を十分把握し、県条例の効果や課題について調査・研究します。また、災害時における要援護者の支援に関する協定の締結を他の市町へも働きかけるなど、災害時の支援活動に取り組みます。さらに、今後、身体障害者補助犬法の趣旨や受入に関する正しい知識について普及していくため、セミナーの開催などの啓発活動に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策143

支え合いの福祉社会づくり

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域住民による支え合いの体制づくりが進み、福祉分野における必要な人材が確保されることで、高齢者や障がい者、生活困窮者などが、その人の状況に応じて、必要な福祉サービス等を利用し、誰もが安心して暮らせる地域社会が構築されています。

平成27年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉の支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成し、活動指標についても平均85%以上達成できていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
福祉サービス利用援助を活用する人数	/	1,150人	1,250人	1,350人	1.00	1,450人
	1,026人	1,149人	1,248人	1,426人		/

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数
27年度目標値の考え方	認知症高齢者等対象者の増加に伴い、毎年度おおむね100人ずつの利用者数の増加が見込まれることから、目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14301 地域福祉活動と権利擁護の推進 (健康福祉部)	民生委員・児童委員活動件数	/	530,000件	541,000件	551,000件	0.99 (見込み)	562,000件
		519,755件	545,951件	518,526件	545,000件(見込み)		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14302 福祉分野の人材確保・養成 (健康福祉部)	介護関係職の求人充足率		29.2%	32.8%	36.4%	0.48	
		25.6%	22.6%	20.4%	17.3%		
14303 福祉サービスの適正な確保 (健康福祉部)	適正な運営を行っている社会福祉法人の割合		79.0%	79.5%	80.0%	1.00 (見込み)	80.5%
		78.6%	79.3%	79.8%	80.0% (見込み)		
14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進 (健康福祉部)	さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数		45件	70件	95件	1.00	120件
		22件	51件	86件	106件		
14305 生活困窮者の生活保障と自立支援 (健康福祉部)	生活困窮者等の就労・増収達成率		50.0% (23年度)	50.0% (24年度)	50.0% (25年度)	0.94	50.0% (26年度)
		41.9% (22年度)	44.2% (23年度)	42.2% (24年度)	47.0% (25年度)		
14306 戦傷病者等の支援 (健康福祉部)	戦傷病者等の支援事業への参加者数		1,145人	1,145人	1,145人	0.96	1,145人
		1,122人	1,096人	1,093人	1,095人		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,700	4,638	4,877	4,510	4,122
概算人件費		514	487	462	
(配置人員)		(57人)	(53人)	(52人)	

平成26年度の取組概要

- ①県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援(利用者 1,426人)
- ②県福祉人材センターにおいて無料職業紹介、マッチング支援、就職フェア(3回)、職場体験等の福祉・介護人材確保事業を実施
- ③社会福祉法人等に対する指導監査や実地指導、不適切な運営を行っている法人等に対する継続した改善指導を実施(指導監査46法人349施設、実地指導422事業所、継続した改善指導3法人)
- ④さまざまな主体の連携により、ユニバーサルデザインをテーマとする学校出前授業(43回)や企業等への研修(17回)、「三重おもいやり駐車場利用証制度」普及啓発キャンペーン(41回)、「おもいやり駐車場」設置に係る事業者等への協力依頼を実施
- ⑤生活保護制度による被保護世帯への支援(平成27年2月時点 保護率0.96%、生活保護世帯13,125世帯、生活保護受給者17,483人)
- ⑥平成27年4月の「生活困窮者自立支援法」の施行に向けた福祉事務所設置市町への情報提供及び県所管区域(福祉事務所を設置していない町)における実施体制等の検討・確定
- ⑦県戦没者追悼式の開催、政府主催の全国戦没者追悼式への本県遺族の参加(県戦没者追悼式864人、全国戦没者追悼式190人)

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援し、当事業の利用者が大きく増加しました。今後も利用者の増加が見込まれることから、それに対応できる実施体制、特に専門員の適切な配置を確保する必要があります。
- ②県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保事業により、昨年度の 404 人を上回る 662 人の就職が決定（内定）しました。しかし、介護保険施設等の施設整備が進められる中で、依然として介護人材の確保が困難な状況が続いています。
- ③社会福祉法人の指導監督については、所轄庁である県と市が連携して行うとともに、市担当職員を対象とした研修会や県市連絡会議を開催しました。今後も市とのより一層の連携が必要となっています。また、介護保険・障害福祉サービス事業者への指導・監査については、苦情等への随時対応を行うためのチームを編成し、指導・監査の強化を図りました。
- ④「第 2 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の進捗状況を検証するとともに、社会情勢の変化をふまえ、第 3 次推進計画を策定しました。引き続きユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を県民の皆さんが理解し行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行う必要があります。
- ⑤「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用証交付者数は 27,244 人、駐車場の登録届出数は 1,961 施設・3,956 区画となり、着実に当制度が定着しつつあります。しかし、依然として利用証を掲示していない車が多く見られます。
- ⑥生活保護の保護率が高止まりしている中で、必要な方には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しながら保護の適正実施を図るとともに、就労による自立を進めるため、保護開始直後から切れ目のない支援を行う必要があります。
(保護率 平成 25 年 4 月 0.97%、平成 26 年 4 月 0.96%、平成 27 年 2 月 0.96%)
- ⑦平成 27 年 4 月の「生活困窮者自立支援法」の施行に向けて、福祉事務所設置市町に対し、会議等を通じて情報提供を行うとともに、事業実施体制等について意見交換の機会を設けるなど福祉事務所設置市町の取組を支援し、法施行に向けた体制が整備されました。引き続き、生活困窮者の自立支援が円滑に進められるよう、福祉事務所設置市町と協議・連携していく必要があります。
- ⑧戦争の実態、悲惨さの理解を通じて、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに平和の尊さと大切さを考えていただく機会として、関係部局や民間団体等の様々な主体と連携して戦後 70 周年（及び三重の塔 50 周年）という節目の年にあたる平成 27 年に記念事業を実施する必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、地域で安心して生活することができるように、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に関して、利用者の増加に対応できるように実施体制の確保を図ります。
- ②福祉・介護人材確保を図るために、労働局等の関係機関と連携し、県福祉人材センターによる職業紹介などの人材確保事業を実施します。さらに、新たな取組として、地域医療介護総合確保基金などを活用し、潜在介護福祉士等の再就業の促進や地域の高齢者が介護職場で働ける環境整備の取組などを実施します。
- ③社会福祉法人の指導監督については、県と市の連絡会議や研修会等の開催により、市との連携を密にし、法人指導を充実していきます。また、介護保険・障害福祉サービス事業者への指導・監査については、引き続き適切に実施していきます。

- ④平成 27 年度から 30 年度を計画期間とする「第 3 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 (2015-2018)」に基づき、「障害者差別解消法」への対応、少子化対策などの新たな視点をふまえた取組を計画的に進めます。
- ⑤「三重おもいやり駐車場利用証制度」の啓発を行い、適正な制度の運用を図るとともに、駐車場の登録について事業者等に協力を依頼します。また、妊産婦、子育て中の人への配慮や支援を強化するため、妊産婦の「おもいやり駐車場利用証」の有効期間の拡大等を検討します。
- ⑥各福祉事務所に対して生活保護の指導監査を実施し、保護の適正実施を指導するとともに、保護受給者の自立支援に向けた就労支援事業等を進めます。
- ⑦「生活困窮者自立支援法」に基づく各事業が円滑に実施されるよう、実施主体となる福祉事務所設置市町へ情報提供を行うとともに、県所管の郡部については町との連携のもと、生活困窮者の相談等に適切に応じ、家計等に関するきめ細かな相談支援や就労準備支援など、早期の自立支援を行います。また、貧困の連鎖防止のため、生活困窮家庭の子どもに対し学習支援を行います。
- ⑧「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」が改正 (平成 27 年 4 月 1 日施行) され、特別弔慰金が支給されることから、県として権利の裁定等の事務を円滑に実施されるよう、体制の整備と職員の能力向上に努めます。また、戦後 70 周年記念事業について、関係部局や民間団体等と連携を密にして、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに平和の尊さと大切さを考える機会を提供していきます。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 231

子どもの育ちを支える家庭・地域づくり

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

子ども自身の持つ力を育み伸ばそうとする「子どもの育ちを支える視点」が社会全体で共有され、子どもを見守り、豊かに育てることのできる家庭・地域づくりが進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

「三重県子ども条例」の普及啓発、条例に基づく取組の推進などを通じて、大人が子どもの育ちや子育てについての理解を深めるとともに相互に連携し、子どもへの体験・交流機会の提供、有害環境からの保護などに自発的に取り組んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については目標を達成できませんでしたが、活動指標は2項目について概ね達成できたこと、少子化対策の取組が大きく進んだことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
「三重県子ども条例」の認知度	35.0%	50.0% 35.5%	60.0% 41.8%	70.0% 43.0%	0.61	100.0%
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「三重県子ども条例」を知っている県民の割合					
27 年度目標値の考え方	できる限り多くの県民の皆さんの理解を進める必要があることから、挑戦的な数値である 100% を目標値として設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		23101 子ども条例の普及と推進 (健康福祉部 子ども・家庭局)	キッズ・モニター活用事業数	/	8事業	9事業	10事業
		7事業	8事業	9事業	10事業	/	
23102 家庭力・地域力の向上支援 (健康福祉部 子ども・家庭局)	「みえ次世代育成応援ネットワーク」 会員数(累計)	/	1,155 会員	1,270 会員	1,385 会員	0.62	1,500 会員
		1,048 会員	1,124 会員	1,228 会員	1,325 会員		/
23103 子どもの保護対策の推進 (健康福祉部 子ども・家庭局)	子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合	/	92.5%	95.0%	97.5%	0.98	100%
		90.0%	92.7%	95.0%	95.6%		/

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	245	72	63	212	238
概算人件費	/	126	110	124	/
(配置人員)	/	(14人)	(12人)	(14人)	/

平成26年度の取組概要

- ① 7月に学識経験者や医療、福祉、労働など多様な主体からなる「三重県少子化対策推進県民会議」を設置し、計画の策定に向け検討を行うとともに、少子化対策に対する機運を醸成(3回開催)
「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下、「みえ子どもスマイルプラン」)を策定
- ② 「みえ・たい³(たいキューブ)・スイッチ」(三重県少子化対策県民運動のキャッチ・フレーズ)関連イベントを開催(3回)
多様な視点で将来の少子化対策のためのアイデアを検討する場としてフューチャーセッションを5地域でそれぞれ2回ずつ開催(10回)(延べ参加者数：244人)
少子化対策市町創意工夫支援交付金の交付を決定(9市町)
- ③ 企業の従業員の子どもの数や職場環境、企業の子育て支援等の取組に関する企業子宝率調査を実施(157社から回答)
- ④ 「子ども・思春期」「若者/結婚」「妊娠・出産」「子育て」のそれぞれのカテゴリーに整理し、切れ目のない支援や取組について、わかりやすく情報発信するため、少子化対策総合ウェブサイト(愛称：「みえ 子ども スマイルネット*」)を開設(平成27年2月)

- ⑤「ファザリング全国フォーラム in みえ」を開催（平成 26 年 6 月）（参加者：3,100 人）
「みえの育児男子プロジェクト」の取組として、プロジェクトアドバイザーの選定、「ワーキングパパと知事との育児男子トーク」の実施（5 回）、「第 1 回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」の表彰（平成 26 年 11 月 応募数：387 件）、みえの育児男子アドバイザーを養成（23 人）
親子の絆や子どもの生き抜く力の育成を主眼とした「みえの育児男子キャンプ」の実施（平成 26 年 11 月）
- ⑥結婚を望む人に出逢いの機会の情報提供を行うため、「みえ出逢いサポートセンター」を開設（平成 26 年 12 月）、メルマガ会員登録者数 606 名、出逢い応援団体（出逢いイベント実施企業）登録数 13 団体、独身男女を対象とした各種セミナー・ワークショップ等の開催（1 月～2 月、12 回、参加者数：延べ 108 名）、結婚支援のためのコミュニケーションツール作成（平成 27 年 3 月）
- ⑦子育て同盟加盟県と連携して国への提言活動を実施（平成 26 年 5 月）
- ⑧「三重県子ども条例」について高校生向けの啓発リーフレットを作成・配付
子どもの意見を県の施策に反映するため、キッズ・モニターによるアンケートを実施（登録者数 493 人）
- ⑨子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し（相談受付件数 1,667 件）、専門的な対応が必要な案件については、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応（6 件）
- ⑩子どもや家族等に「ありがとう」の気持ちを伝える「家族の絆一行詩コンクール」を実施（応募数：11,930 点）
- ⑪市町や市町教育委員会等に活用を働きかけて「みえの子育ちサポート出前講座」等を実施し、みえの子育ちサポーターを養成（74 回開催、参加者：3,619 人）
子育てはっぴいパパ・ママワークを市町の子育て支援センターや保健センター等で開催（13 回開催、参加者：253 人）
- ⑫10 月 4 日、5 日に「県立ゆめドームうえの」において「第 9 回子育て応援！わくわくフェスタ」を開催（参加者：12,000 人）
県内 5 地域でそれぞれ 2 回ずつ、みえ次世代育成応援ネットワークの会員を中心とした地域別懇談会を開催（参加者：131 人）
- ⑬「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入調査を実施、子どもの利用が多い店舗に対して青少年健全育成協力店の登録を働きかけ（登録件数 1,001 件）

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「三重県少子化対策推進県民会議」を設置、開催し、「みえ子どもスマイルプラン」を策定しました。今後は同プランを推進し、PDCA サイクルを回していく必要があるほか、「三重県子ども条例」に関する取組や少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策に関する取組の参考とし、さらに「みえ子どもスマイルプラン」を推進していくため、子どもや親、地域の大人等の意識や生活実態などについて調査・把握する必要があります。
- ②「みえ・たい³（たいキューブ）・スイッチ」関連イベントを 3 回開催し、県民の皆さんに子育ての楽しさや家族の大切さなどのテーマで情報発信し、イベント参加者から好評を得ました。引き続き、少子化対策に関しての情報発信が必要です。また、少子化対策のためのアイデアを検討するフューチャーセッションを開催し、多くの参加者から今後の施策の参考となるご意見をいただきました。そのほか、少子化対策市町創意工夫支援交付金を活用し、市町による地域の実情に則した取組が進みました。引き続き、県民の皆さんのご意見をうかがう場づくりや市町の取組への支援が必要です。
- ③企業子宝率調査を実施し、子育てと仕事の両立を上手に進めている企業の取組に対して表彰を行いました。有識者からは、「社員とその家族を大切にすることこそ、良い人材が集まり、業績がア

ップするという連鎖が生まれる」との講評をいただきました。今後、好事例を水平展開し、県内の企業全体の子育て支援策の推進を図るとともに、企業が行う取組を支援する必要があります。

- ④県をはじめとする多様な主体の少子化対策に関する取組について、スマートフォンでも対応できる「みえ 子ども スマイルネット」を開設し、情報発信を進めました。
- ⑤「ファザーリング全国フォーラム in みえ」を開催し、多くの参加者と意見交換を図ることができました。また、子どもの生き抜く力を育てる「育児男子」を育成することをポイントの一つに位置付けた「みえの育児男子プロジェクト」に関する様々な取組を進めました。そのほか、県内企業に知事が訪問して「ワーキングパパと知事との育児男子トーク」を行い、みえの育児男子プロジェクトに関する普及啓発を図りました。今後は、単なる普及啓発にとどまらず、企業等において、男性社員の仕事と子育ての両立を支援する取組を推進する人材の育成などの具体的な取組を進める必要があります。
また、仕事と育児の両立を応援している上司や先輩等を表彰するため、第1回「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」を行い、男性の育児参画の重要性についての普及啓発を図りました。そのほか、親子キャンプを開催し、「家族の絆が深まった」、「子どものたくましさを実感できた」など、参加者から好評を得ました。今後もさらに幅広く男性の育児参画が進むよう取り組む必要があります。
- ⑥「みえ出逢いサポートセンター」を開設し、メルマガ会員の登録、結婚支援情報の登録などが進みました。引き続き、登録会員や登録情報が増えるよう取組に関する普及啓発を図り、結婚を望む人への出逢いの場の情報提供や市町等の結婚支援の取組を支援していく必要があります。また、若年層に対して、結婚し、家庭や子どもを持つことのすばらしさについての理解を深め、社会全体で結婚を支援することの大切さに関する機運の醸成を図る必要があります。
- ⑦5月30日・31日に開催された「子育て同盟サミット in ながの」において「ながの子育て声明・国への提言」が採択され、また、7月15日に開催された全国知事会においては、「少子化非常事態宣言」が採択され、少子化対策を国家的課題として取り組むよう他県と連携して国に対して強く働きかけました。そのほか、同サミットにおいて、子育て応援企業表彰と事例発表が行われ、子育てに優しい企業の取組の情報発信につながりました。今後もこうした取組を継続していく必要があります。
- ⑧「三重県子ども条例」に基づき、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりをめざすために、高校生向けの条例啓発リーフレットを作成し、子ども自らが子どもの権利について学べる機会が増すよう取り組みました。今後、子ども条例の理念も含んだ「みえ子どもスマイルプラン」の推進とあわせ、条例に関する取組を進めていく必要があります。
また、「キッズ・モニター」は5月から6月に募集を行い、10回のアンケートを実施し、多くの子どもの意見を集めました。取りまとめた子どもの意見をどのように施策に活用したのか、引き続き伝えていく必要があります。
- ⑨「こどもほっとダイヤル」では、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して子どもからの相談に対応しました。相談件数が減少している中、引き続き、小学校、中学校、高校、特別支援学校などを通じて「こどもほっとダイヤル」の一層の周知を図る必要があります。
- ⑩「家族の絆一行詩コンクール」は、今回からは、「みえの育児男子プロジェクト」の一環として、男性による子育てをテーマとした作品を対象に「育児男子賞」を新設して募集を行い、1万通を超える応募がありました。こうした取組について、全国ネットで放映されるなど大きな反響がありました。
- ⑪「みえの子育ちサポート出前講座」を実施し、多くの子育ちサポーターを養成しましたが、養成された方々が地域で活躍できるような場づくりやさらなる人材育成の支援が必要となっています。ま

た、祖父母世代の方による子育て支援も必要となっています。

乳幼児を持つ親などを対象にしたワークショップである「子育てはっぴいパパ・ママワーク」に関して、複数の市町からの要請を受け、研修会を開催しました。今後、多くの市町と連携してワークシートの活用が図られるよう働きかけていく必要があります。

- ⑫「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催し、多くの県民の皆さんにご来場いただきました。また、みえ次世代育成応援ネットワークの会員を中心に地域別懇談会を開催しました。今後も県内各地域で子どもの育ち・子育て家庭への支援活動が会員の主体的な参加により展開されるよう、ネットワークと連携して取り組む必要があります。
 - ⑬「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入調査を実施するとともに、子どもの利用の多い店舗を重点的な対象として青少年健全育成協力店への登録を積極的に働きかけることにより、子どもを有害環境から保護する取組を進めました。また、スマートフォン等を通して提供される有害情報から子どもを守るために同条例の改正を行いました。今後は新たに携帯電話事業者等への立入調査の実施や協力店への登録要請など、社会全体で有害環境をなくすための活動を進めます。
- 一方で、ひきこもり、若年無業者など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者やその家族にとって、相談先や居場所などの社会資源が乏しいとの指摘があります。

子育て支援の推進の取組内容

【事業推進子ども・家庭局 交野 課長 課長 正明 024-224-3317】

- ①子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら取組を進めるとともに、「みえ子どもスマイルプラン」に基づき、三重県少子化対策推進県民会議とも連携してPDCAサイクルを回しながら、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策に取り組むほか、子どもや親、地域の大人等の意識や生活実態などに関する調査を行い、「みえの子ども・家庭白書2015（仮称）」としてとりまとめ、今後の取組の参考としていきます。
 - ②「みえ・たい³（たいキューブ）・スイッチ」関連イベントを引き続き開催し、少子化対策に対する機運の醸成を図ります。また、多様な主体が参加するフューチャーセッションを引き続き開催するとともに、少子化対策市町創意工夫支援交付金が一層活用されるよう市町への普及啓発を進めます。
 - ③企業子宝率調査を引き続き実施するとともに、子育てと仕事の両立を図っている企業の取組を水平展開し、県内の企業全体の子育て支援策等の推進を図ります。
- また、新たに企業等が行うライフプランセミナー等への講師派遣などを支援します。
- ④「みえ 子ども スマイルネット」等も引き続き活用しながら、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策について県民の皆さんが求める情報が伝わるように、計画的に広聴広報を進めます。
- ⑤「みえの育児男子プロジェクト」の取組として、子育てについての情報交換やアドバイス等をしあえる場として新たに、「みえの育児男子倶楽部」の活動を推進します。また、部下の育児参画に理解のある、いわゆる「イクボス*」等と知事との意見交換を行うミーティングを開催し、企業等における男性の育児参画等に関する機運の醸成を図ります。加えて男性の育児参画を進める団体等と連携して、先輩育児パパから、育児の楽しさや子どもとの遊び方について学び、交流できる機会を提供します。
- また、自然体験を通じて子どもの生き抜く力を育むことに主眼を置いた親子向けのキャンプやセミナーの開催を市町や関係機関と連携して進めるほか、野外体験保育の有効性を検討します。
- ⑥「みえ出逢いサポートセンター」による結婚を望む人への出逢いの場等の情報提供や市町等が行う結婚支援の取組を支援を引き続き実施するとともに、新たに、講演会の開催などを通して、社会全体で結婚を支援することに関する機運の醸成を図ります。

- ⑦同盟加盟県や全国知事会と連携して、引き続き、少子化対策や子育て支援に係る情報収集や共同した取組、国への要望活動を進めるとともに、各県の取組について連携して積極的に情報発信を行っていきます。
- ⑧「キッズ・モニター」について、調査結果について各施策へのフィードバックに努めるとともに、「みえ子どもスマイルプラン」の進捗管理に活用していきます。
- ⑨引き続き、「こどもほっとダイヤル」を運営し、児童相談所や教育委員会などの関係機関と連携しながら、子どもからの相談に対応するとともに、学校等を通じて子どもへの周知に努めます。
- ⑩引き続き、「家族の絆一行詩コンクール」の取組について、子育て家庭を支援するイベントを活用して、取組に関する募集を行い、表彰や作品集を通じて、家族や地域の絆の大切さについて啓発を行います。
- ⑪子育て家庭を応援するため、引き続きみえの子育ちサポート出前講座を実施するほか、各市町等のニーズに応じて、新たに子育ち・子育てマイスター養成講座を開催し、地域で実践的な活動を行うことができる人材を養成するとともに、祖父母世代の方が地域の子育て家庭を支援できるよう孫育て講座を開催します。また、「子育てはっぴいパパ・ママワーク」が、県内各地で広く展開されるよう、市町等に働きかけます。
- ⑫「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催するとともに、みえ次世代育成応援ネットワーク会員などの民間の子育てを支援する団体等による先駆的な取組に対して新たに財政的支援を行い、子育て支援活動等の推進を図ります。また、ネットワークの会員が主体的に参加できるような取組、会員や県内の子育て支援団体等との情報交換・交流の機会を提供します。
- ⑬引き続き、「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入調査を計画的に実施するとともに、青少年健全育成協力店への登録について、子どもの利用が多い店舗を重点的な対象として働きかけを行うほか、条例改正を受けて、保護者や携帯電話事業者に対して、スマートフォン等へのフィルタリング利用の啓発等を進めます。また、困難を有する子ども・若者やその家族に対する支援の充実に向けて、市町と連携して関係機関とのネットワークづくり等に取り組めます。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策232

子育て支援策の推進

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

子育てサービスを提供するさまざまな主体と共に、子育て支援策を進めることにより安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

平成27年度末での到達目標

保育サービス、母子保健対策等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して妊娠・出産・子育てのできる体制整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標のほか、全ての活動指標で26年度目標値を達成しており、子育て支援策全体が進んでいることから、「進んだ」と判断しました
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
低年齢児（0～2歳）保育所利用児童数	/	12,200人	12,550人	12,920人	1.00	12,950人
	11,962人	12,418人	12,884人	13,042人		/
目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方						
目標項目の説明	入所待機となりがちな低年齢児（0～2歳）の保育所利用児童数					
27年度目標値の考え方	近年のニーズの増加傾向から、毎年度250人程度の増加に対する環境整備が必要であると見込み、目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
23201 保育・放課後児童対策等の充実 (健康福祉部 子ども・家庭局)	病児・病後児保育所の実施地域数（広域利用含む）	/	16地域	17地域	18地域	1.00	20地域
		15地域	15地域	15地域	18地域		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
23202 母子保健対策 の推進 (健康福祉部 子ども・家庭局)	三重県不妊 専門相談 センターへの 相談件数		200 件	220 件	220 件	1.00	220 件
		193 件	273 件	285 件	225 件		
23203 ひとり親家庭 等の自立の支援 (健康福祉部 子ども・家庭局)	ひとり親家庭 情報交換会参 加者数(累計)		100 人	300 人	600 人	1.00	1,000 人
		36 人	121 人	413 人	772 人		

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	16,083	16,631	16,568	16,146	15,870
概算人件費		1,713	1,738	1,679	
(配置人員)		(190 人)	(189 人)	(189 人)	

平成 26 年度の取組概要

- ①待機児童対策として、私立保育所に年度当初から保育士を加配して低年齢児保育の充実を図る 15 市町を支援
- ②保育士・保育所支援センターにおいて、12 月に指定保育士養成施設学生や潜在保育士向けのガイダンスおよび保育所就職フェアを開催(100 名参加)するとともに、県内の潜在保育士を対象とした就労意向調査を実施
- ③病児・病後児保育事業に取り組む市町に補助を実施(取組実績 10 カ所、18 地域)
- ④「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を図るため、県と市町の連携・協働協議会の検討会議を 2 回、三重県子ども・子育て会議を 4 回開催し、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画*」を策定
- ⑤放課後児童クラブの運営や施設整備を支援するため、市町に対し補助を実施(県内の放課後児童クラブ数：平成 26 年 5 月 1 日現在 309 か所)
- ⑥小中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験事業(3 市町)、全中学校に対する思春期ライフプラン教育への補助(3 市町)および中学生向けの思春期ライフプラン教育パンフレットを作成
- ⑦産後の子育ての負担感や孤立感の軽減のため、産後ケア事業を行う市町への費用の助成を実施(2 市)、母子保健コーディネーター(15 人)、育児支援ヘルパー(53 名)の養成を実施、「健やか親子いきいきプランみえ(第 2 次)」を策定
- ⑧特定不妊治療費助成について、県の上乗せ助成事業を拡充するとともに、不育症や男性不妊治療、第 2 子以降の不妊治療などに対する助成事業を開始。不妊や不育に悩む夫婦への専門相談(225 件)、担当者向け研修会(参加者 68 人)、一般向け研修会(参加者「不育症について」55 人、「不妊治療について」86 人)を実施
- ⑨人口動態統計の乳児死亡率について、平成 24 年と平成 25 年がそれぞれ全国ワースト 2 位、4 位であったことを受け、平成 21 年から平成 25 年までの乳児の死因について調査を実施
- ⑩経済的負担を気にすることなく、子どもに必要な医療を受けさせることができるようにするため、市町が実施する子ども医療費助成事業に対し、小学校 6 年生までを補助対象として助成を実施。また、制度内容について、制度の持続性を考慮しながら市町と検討

- ①ひとり親家庭情報交換会（参加 359 名）や、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業（津市：対象者 48 名）を実施。また、「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定
- ②三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の一体整備に係る実施設計の完了とともに建築関連工事（敷地整正工事等）を実施。開院・開校に向けた組織体制および業務運営の検討を実施
- ③県立小児心療センターあすなる学園に市町職員（3 名）を受け入れ、市町での取組の核となる「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として育成、圏域別情報交換会を開催（6 回）。発達障がい児等に対する早期支援のツールである「CLM (Check List in Mie) *と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進（巡回指導を行った保育所・幼稚園：15 市町 20 所・園、圏域別研修会：4 か所）するとともに、就学後の継続に向けた小学校でのモデル事業を実施（2 市町 3 小学校）。医療機関等との連携に係るアンケート調査を実施

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 26 年 10 月 1 日現在、待機児童の 96.4%が低年齢児であり、待機児童解消に向けて、引き続き、年度途中の低年齢児受入が可能となるように、年度当初から私立保育所に保育士を加配する市町を支援していく必要があります。
- ②就労意向等を把握するため、保育士・保育所支援センターにおいて、県内の潜在保育士の調査を行い、再就職に向けての情報提供を希望する方が 1,020 人（そのうち保育士として働きたい方が 184 人）いることがわかりました。保育士としての現場復帰に向けた研修を行うとともに、求人情報や保育現場の情報提供等によるきめ細かな就職相談を行い、保育士の確保に努める必要があります。また、優秀な学生が経済的理由から保育士資格の取得を断念することのないよう、修学資金貸付制度を創設する必要があります。
- ③病児・病後児保育施設の運営費等を支援する市町に対し補助を行いました。さらに、病児・病後児保育に取り組む施設を増やすためには、必要な経費に見合った支援ができるよう、補助制度を充実する必要があります。
- ④市町が子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう、県として従事者の確保や資質向上等に取り組む必要があります。
- ⑤地域の実情に合わせて放課後児童クラブが設置・運営できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃等を国に提言したところ、平成 27 年度からは小規模な放課後児童クラブも国の補助の対象になり得るなどの見直しが行われました。ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるように、児童の安全・安心な居場所を確保する必要があります。
- ⑥3 市町の全 18 中学校で思春期ライフプラン教育が実施され、性や妊娠・出産に関する医学的に正しい理解が図られています。今後は、平成 26 年度に作成したパンフレットを活用し、思春期ライフプラン教育に取り組む市町が増えるよう働きかけを進めるとともに、大学生にもライフプラン教育を実施していく必要があります。
- ⑦産後ケア事業については 2 市が実施しました。各市町の実情に応じた切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策を進めるため、産後ケア事業に取り組む市町の拡大を図るとともに、母子保健コーディネーターや育児支援ヘルパーの養成研修の充実を図り、養成した人材の活用について市町へ働きかけていく必要があります。
- ⑧不妊治療費等助成については、特定不妊治療費助成に県単独の上乗せ補助を行う不育症治療費等助成 18 市町、男性不妊治療費助成 16 市町、第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業 14

市町と取組が拡大しました。今後は、保険診療対象外である人工授精についても経済的支援が必要です。また、不妊や不育症に悩む夫婦にとっては、治療にかかる身体的・精神的な負担も大きいいため、不妊専門相談等による支援も必要です。加えて、助成を実施する市町を拡大するとともに、不妊や不育症に悩む夫婦に対して支援内容の周知が必要です。

- ⑨乳児死因にかかる調査の結果、主な死因の中には、病気のほか、予防できる可能性があったと思われる不慮の事故もあることがわかりました。今後、さらなる分析や関係機関による情報共有を行い、乳児死亡予防の取組の検討、実施につなげることが必要です。
- ⑩市町が実施する子ども医療費助成事業に対し、小学校6年生までを対象として助成を行うことにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもに必要な医療を受けさせることができるようにしています。また、制度内容について、制度の持続性を考慮しながら引き続き、市町と検討していく必要があります。
- ⑪ひとり親家庭の子どもの学習支援により、子どもの学習に対する姿勢が変わり、志望校への全員合格を果たしました。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、国が策定した大綱を勘案して、子どもの貧困の実態把握を行ったうえで、県として対策に取り組む必要があります。
- ⑫三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の一体整備に係る実施設計において、実勢価格をふまえた建築工事費の精査を行いました。平成29年6月の開院に向けて建築工事等の適切な進捗管理を行うとともに、業務運営等について具体的に検討を進めていく必要があります。
- ⑬専門人材の育成等を通じて、市町と連携した発達支援体制の構築を促進しており、巡回指導や研修会の開催等の取組により、「CLMと個別の指導計画」の県内保育所・幼稚園等への導入が進んでいます。引き続き、市町の取組状況に応じて促進していく必要があります。また、「CLMと個別の指導計画」の就学後の継続に向けてモデル事業を実施し、同ツールの活用効果の確認はできましたが、小学校と保育所・幼稚園等との就学前の連携等について、引き続き検討が必要です。さらに、あすなる学園における外来初診予約待機等に対応するため、医療機関等と連携していく必要があります。

平成27年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部子ども・家庭局 次長 栗原 正明 059-224-2317】

- ①私立保育所において年度当初から保育士が加配できるように引き続き市町を支援します。
- ②保育関係団体等と連携し、再就職の意向を示した潜在保育士を対象とした現場復帰支援研修や就職相談、新任保育士の就業継続支援研修を新たに実施するほか、保育所経営者・管理者の職場環境改善等研修を新たに実施することにより、保育士が働きやすい環境づくりを支援し、保育士確保に努めます。また、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得をめざす学生に対して修学資金の貸付を行います。
- ③病児保育の運営費補助については、平成27年度から地域の保育所等への情報提供活動等を補助対象に追加することとして補助単価が見直されました。病児・病後児保育の施設整備や広域利用を実施する市町を支援し、病児・病後児保育に取り組む地域の拡大に努めます。
- ④4月から子ども・子育て支援新制度*が本格施行されました。県では、従事者の確保、従事者の資質向上を図るための研修、および特定教育・保育施設等の情報の公表等を実施していきます。

- ⑤小規模な放課後児童クラブでも必要な地域で運営できるよう、市町に対し補助を行うとともに、放課後におけるひとり親家庭の児童の居場所を確保するため、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助を行います。
- ⑥平成26年度に作成したパンフレットを活用して中学生等にむけた思春期ライフプラン教育を行う市町や、ライフプラン講座を実施する大学の取組を支援します。また、「みえ 子ども スマイル ネット*」を活用し、妊娠・出産に関する正しい知識が普及するよう啓発を行います。
- ⑦引き続き産後ケアへの助成を実施し、市町の母子保健事業を支える人材（母子保健コーディネーター、育児支援ヘルパー）を育成するとともに、県庁に配置した母子保健体制構築アドバイザー等の取組により、各市町の実情に応じた切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策を進めるため、新たな出産・育児の支援体制である「出産・育児まるっとサポートみえ*」を構築します。
- ⑧新たに一般不妊治療（人工授精）への助成を開始します。不妊や不育症に悩む夫婦を身体的・精神的に支えるため、引き続き不妊相談センターにおける専門相談を行うとともに、不妊症看護認定看護師の資格取得費用を助成し、不妊症看護の質の向上を図ります。また、不妊や不育症に悩む夫婦に対し、さまざまな支援についての周知を図ります。
- ⑨乳幼児の不慮の事故等による乳幼児死亡を減少させるため、関係機関による検討会やスキルアップのための研修を行うとともに、保護者や県民への啓発を行います。
- ⑩子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう、引き続き、市町が実施する子ども医療費助成事業を支援します。また、制度内容について、制度の持続性を考慮しながら引き続き、市町と検討していきます。
- ⑪「第三期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の親の就労支援を強化し、ひとり親家庭の子どもの学習支援を行う市町を支援するとともに、父子家庭を含め、相談対応や日常生活支援事業等の支援を行います。また、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、関係部局と連携して、学識経験者等による会議を設置し、「三重県子どもの貧困対策計画（仮称）」を策定します。
- ⑫三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の一体整備に係る建築工事に着手し、適切な工事の進捗を図るとともに、関係機関との連携会議の開催等を通じて業務運営等について具体的に検討を進めていきます。
- ⑬市町の発達支援総合窓口との連携を強化し、引き続き、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの養成や、「CLMと個別の指導計画」の保育所、幼稚園への導入を進めるとともに、取組が小学校に適切に引き継がれるようモデル事業において検討を行います。また、医療機関等と情報交換会や研修会の開催等を通じて連携を深め、重層的な支援体制の構築をめざします。

*「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 233

児童虐待の防止と社会的養護の推進

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

児童虐待相談が増加傾向にある中で、地域社会全体で未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことにより、児童虐待から子どもが守られています。また、社会的養護を必要とする児童に対する適切な支援が行われています。

平成 27 年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。

また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で目標を達成するとともに、児童虐待防止及び社会的養護の推進に向けた取組の強化を図ることができたため、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
児童虐待通告に対する 48 時間以内の安全確認の実施率	100%	100%	100%	100%	1.00	100%

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	児童虐待通告を受けて、48 時間以内に安全確認を実施した割合
27 年度目標値の考え方	児童の命を守るためには、安全確認を確実に実施すべきものであることから、毎年度 100% 達成を維持することを目標値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
23301 児童虐待対応力の強化 (健康福祉部子ども・家庭局)	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数	—	29 件	29 件	29 件	1.00	29 件
		—	29 件	29 件	29 件		—
23302 児童虐待の未然防止の推進 (健康福祉部子ども・家庭局)	思春期ピアサポーター養成者数 (累計)	—	30 人	60 人	90 人	1.00	120 人
		—	29 人	70 人	125 人		—
23303 社会的養護が必要な児童への支援 (健康福祉部子ども・家庭局)	要保護児童に対する家庭的ケアの実施率	—	35.8%	41.0%	43.0%	1.00	43.0%
		34.3%	40.2%	49.6%	52.4%		—

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,883	2,856	3,155	3,268	3,645
概算人件費		1,118	1,214	1,164	
(配置人員)		(124 人)	(132 人)	(131 人)	

平成 26 年度の取組概要

- ①県内 5 か所の児童相談所において、虐待、養護、障がい及び非行等の相談を受け付け、助言や児童及び保護者への支援を実施 (3,398 件)
- ②県内 2 か所の一時保護所において、虐待等からの安全確保や指導を必要とする児童を保護 (延べ 7,162 人) し、援助方針を定めるための専門的診断等を実施
- ③虐待通告時の初期対応の的確性を向上させるために平成 25 年度に開発したリスクアセスメントツールの運用を開始するとともに、初期対応以降において児童・家庭に適切な支援を行うためのニーズアセスメントツールを開発
- ④児童相談所のケース進行管理について、民間団体に委託し、よりきめ細かく、迅速な対応につなげるためのモニター強化事業を津市において実施
- ⑤市町ごとの定期協議に基づき、児童相談体制の強化に向けた取組を定め、アドバイザー等の派遣 (19 市町 41 回) や児童相談センターのフォローアップにより支援を実施
- ⑥厚生労働省通知に基づき、県内全市町を対象に居所不明児童の調査を実施 (該当児童 1 名)
- ⑦児童虐待対応について医療機関の理解促進を図るため、NPO 法人 MMC 卒後臨床研修センター* と連携して医療従事者に対して研修を実施 (平成 26 年度：5 回 約 300 名参加)
- ⑧中高生が抱える思春期の性をめぐる課題の解決や自己肯定感の醸成を図るため、思春期ピアサポーターを養成し、ピア活動を展開 (平成 26 年度：ピアサポーター養成 55 名、ピア活動 3 校)
- ⑨望まない妊娠への電話相談「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を実施 (相談件数：72 件) するとともに、高校、コンビニ、スーパー等にカードを配布し相談窓口を周知 (カード配布数：約 70,000 枚)
- ⑩児童虐待の未然防止に向け、特定妊婦の早期把握、早期支援につなぐため、三重県医師会と市町保健師代表による検討会を実施し、妊娠届出時のアンケートの県内統一様式を作成
- ⑪家庭養護の支援や施設の小規模化・地域分散化等を進めるため、「三重県家庭的養護推進計画*」(計画期間：平成 27～41 年度) を策定するとともに、児童養護施設 (名張市) の小規模グループケア化に対する整備補助を決定 (完成は平成 27 年度に繰越)
- ⑫新規里親の登録 (延べ 28 件：養育 15 件、専門 1 件、養子縁組 10 件、親族 2 件)、里親委託の推進 (新規委託 19 件) 及び家庭訪問等による里親支援 (家庭訪問延べ 481 回)、里親研修 (9 回 延べ 118 人受講) を実施
- ⑬全ての児童養護施設に入所する小学生 (延べ 136 人) に対する学習支援を実施
- ⑭児童自立支援施設である国児学園を運営 (平成 26 年度中の延べ在籍人員 36 人のうち、10 人が中学校を卒業し、8 人が高校進学、1 人が就職) するとともに、第三者評価結果をふまえ、国児学園のあり方検討に着手

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 26 年度児童虐待相談対応件数は 1,112 件となっていますが、重篤事例の発生はなく、的確な対応を行うことができました。引き続き、児童相談への対応を適切、確実に行っていく必要があります。
- ②一時保護所における専門的診断等の適切な実施が、児童の的確な処遇につながっています。引き続き確実な診断を行い、子どもの最善の利益を尊重した援助方針を定める必要があります。
- ③リスクアセスメントツールの導入により、全児童相談所における虐待通告時の初期対応に差異が生じることなく、的確な対応が行えるようになりつつあります。また、初期対応以降における家庭への支援を充実するためのニーズアセスメントツールを開発しました。リスクアセスメントツールとあわせ、同ツールの運用の定着と一層の精度向上を図っていく必要があります。
- ④ケース進行管理について、関係機関からの情報に留まらず、モニターの目視による確認を行ったことで、家庭状況の変化の詳細な把握、処遇見直しにつながっています。件数が多く進行管理が難しい地域へ取組を拡大する必要があります。
- ⑤定期協議で確認した課題への対応を中心に、市町の児童相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の運営強化につながる取組が増えています。ただし、市町によっては取組の困難さもあきらかになっており、市町の実情に合った的確な支援を引き続き行っていく必要があります。
- ⑥本県における居所不明児童の状況が明らかになったことを受けて、居所不明児童の早期発見・対応に市町とともに取り組むため、児童の居住実態把握の対応手順を県内全市町及び児童相談所で共有しました。この手順に基づき市町と連携して取り組む必要があります。
- ⑦児童虐待の早期発見・対応により被害の重篤化を防ぐため、MMC参加医療機関を中心に研修会を開催し、参加者の理解を得ることができました。今後、医師が専門的な見地から児童の症状に対する診断を行うためのスキルが獲得できる専門性の高い研修機会の提供が必要です。
- ⑧ピア活動を実施する地域の拡大を図るため、県立看護大学に加えて皇學館大学において思春期ピアサポーターの養成を行いました。今後は、ピア活動が大学や大学生主体の活動として地域で継続できるよう、大学や関係者と検討を行う必要があります。
- ⑨「妊娠レスキューダイヤル」について、ポスターやカードの配布等による周知の結果、相談件数は昨年度より増加し、相談の結果、医療機関等につなぐことができたケースもありました。望まない妊娠を予防するため、性や妊娠に関する正しい知識の啓発等の取組の推進が必要です。
- ⑩特定妊婦の早期把握、早期支援につなぐため、平成 27 年度から県内全ての市町において県内統一様式の妊娠届出時アンケートが導入されることとなりました。今後は、要支援となった妊婦への対応状況等を把握し、取組の効果や内容の検証を行い、保健、医療分野の連携体制の一層の強化に取り組む必要があります。
- ⑪「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、児童養護施設・乳児院の小規模化、地域分散化等の促進を図るとともに、地域の子育て支援の充実を図るため、まずは児童相談所単位での児童家庭支援センターの設置を促進していく必要があります。
- ⑫児童養護施設、乳児院の里親支援専門相談員(12人)と連携して、里親制度の周知、家庭訪問等による里親支援や施設入所児童の里親委託等を行いました。里親制度の社会的認知度が低く、要保護児童の保護者には里親制度に対する誤解や先入観等から里親委託に同意しないケースもあることから、里親制度の正しい理解を促進し、新たな里親登録を増やすとともに、里親委託を推進していく必要があります。
- ⑬児童養護施設(全 12 施設)の小学生を対象とする学習支援に取り組み、学習に対する積極性や自己肯定感の醸成等が図られました。児童の自立に向け、継続して実施する必要があります。

⑭国児学園において、第三者評価による人材確保プランの策定や施設整備の必要性等の指摘をふまえ、将来のあり方について検討しました。引き続き、対応策の具体化に向け、検討していく必要があります。

平成27年度の取組のポイントと取組方向

【児童福祉部 子ども・家庭課 児童 課長 田嶋 由紀子(4-241)】

- ①児童虐待をはじめとする児童相談に的確に対応できるよう、「児童相談所職員研修体系・人材育成の考え方」に基づく研修を実施し、児童相談所職員の人材育成を図ります。
- ②児童・家庭への援助方針の決定にあたっては、さまざまな専門的診断を行うとともに、ケースに応じて三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会の意見を聴取し、客観性と専門性の確保を図ります。
- ③児童虐待対応について、本県が開発したアセスメントツールの実効性を高めるため、運用の定着と精度向上を図ります。
- ④児童相談所のケース進行管理について、モニター強化事業の対象地域を拡大し（津市・四日市市）、よりきめ細かで、的確な対応につなげます。
- ⑤市町との定期協議や職員のスキルアップに向けた支援等を継続するとともに、要保護児童対策地域協議会の運営強化等、市町へのよりきめ細かな支援に取り組みます。
- ⑥居所不明児童の早期発見・対応に向けては、市町及び児童相談所が共有する対応手順に基づき、取組の徹底を図ります。
- ⑦医療従事者が児童虐待対応に必要な医療分野の知識やスキルを身に付ける機会を提供します。
- ⑧思春期ピア活動について、大学や大学生の独自の活動として地域で継続できるよう、大学や関係者と検討を深め、中高生が抱える思春期の性をめぐる課題解決や自己肯定感の醸成についての仕組みづくりに取り組みます。
- ⑨妊娠レスキューダイヤルについて、引き続き相談窓口の周知に努めるとともに、支援の必要なケースについては、福祉、教育、医療等の関係者と連携のうえ、適切に対応します。
- ⑩各市町で実施する妊娠届出時アンケートについて、その結果を集約して課題の整理・検討を行うとともに、支援者等の連携強化に取り組みます。
- ⑪「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、児童養護施設の小規模グループケア化、地域小規模児童養護施設の整備を支援します。また、入所児童の処遇向上を図るため、地域小規模児童養護施設、乳児院におけるユニットケアに対する運営体制強化のための補助を行います。さらに、伊賀地域において児童家庭支援センターが開設されることから、県内3カ所（南勢志摩、北勢、伊賀）の同センターの事業運営を支援し、地域に密着した子育て相談の充実等を図ります。
- ⑫里親支援専門相談員との連携を密にし、家庭訪問による相談や研修の実施等、里親支援の充実を図ります。また、「1中学校区1養育里親登録」をめざし、施設入所児童の里親委託について、十分なマッチングや委託後のフォローアップのため、施設のサポート活動に対する支援を行い、里親委託を促進します。さらに、里親制度に対する県民の意識調査を行って啓発手法等について検討するとともに、里親支援専門相談員や里親会、NPO等と連携して、全ての市町で里親制度説明会を開催するなどにより、制度の周知を図ります。
- ⑬引き続き、児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援に取り組みます。
- ⑭国児学園の将来のあり方について、有識者等による検討会を設置し、人材確保等について検討します。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

緊急課題解決 3

命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

プロジェクトの目標

医師の県内医療機関への定着と医師・看護師等の不足・偏在の解消に向けた取組が進んでいます。
 県民一人ひとりの受診行動の見直しや、医療機関の機能分担・機能連携が進むとともに、救急医療体制の整備が進んでいます。
 がん検診受診率が向上し、早期発見が進むとともに、新たにウイルス性肝炎の治療を受ける人が増加し、がんによる死亡率が減少しています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	実践取組の一部に未達成の項目があるものの、プロジェクトの数値目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
二次救急病院における勤務医師数	1,305人 (22年度)	1,322人 (23年度)	1,344人 (24年度)	1,373人 (25年度)	1.00	1,373人 (26年度)
がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）		乳がん 24.4% 子宮頸がん 28.8% 大腸がん 24.2% (23年度)	乳がん 28.0% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 27.9% (24年度)	乳がん 26.9% 子宮頸がん 33.0% 大腸がん 29.5% (25年度)		乳がん 1.00 子宮頸がん 1.00 大腸がん 1.00
		乳がん 20.8% 子宮頸がん 26.7% 大腸がん 20.5% (22年度)	乳がん 19.8% 子宮頸がん 28.3% 大腸がん 23.4% (23年度)	乳がん 18.8% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 24.0% (24年度)	乳がん 33.4% 子宮頸がん 51.6% 大腸がん 30.0% (25年度)	

*地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診受診率の算定方法は、これまで年齢制限がありませんでしたが、平成25年度から40歳から69歳（子宮頸がんは20歳から69歳）までとされており、本県においても本算定方法により算定しています。

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の二次救急病院（33病院）における勤務医師数 ・乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率
27年度目標値の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度国の必要医師数実態調査において、県内の必要求人医師数312人のうち、二次救急病院の必要求人医師数が213人（全体の68%）であることから、施策121の目標に掲げる病院勤務医師の増加数100人（10万人あたり5.4人）のうち、その割合に応じた68人を現状値に加え、1,373人を目標値として設定しました。 ・平成27年度の目標として、乳がん検診、子宮頸がん検診および大腸がん検診の受診率が平成21年度調査における日本一の水準（乳がん35.5%、子宮頸がん34.3%、大腸がん33.4%）に到達することをめざし、目標値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標達成 状況
1 「医師や看護師等の不足・偏在」を解消するために	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	/	180人	192人	206人	1.00	217人
		167人	181人	196人	206人		
	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	/	644人	651人	658人	0.92	665人
		574人	566人	641人	606人		
2 「地域の救急医療体制の課題」を解決するために	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	/	593機関	618機関	643機関	0.99	668機関
		568機関	576機関	610機関	634機関		
3 「がんに対する不安・悩み」を解消するために	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数（累計）	/	681人	804人	916人	0.69	1,050人
		557人	673人	783人	875人		

（単位：百万円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,762	2,486	2,758	3,697

平成26年度取組概要

- ①医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる地域医療支援センター*後期臨床研修プログラムの募集を開始
- ②各医療機関の女性が働きやすい勤務環境改善の取組を促すため、県による公的な認証制度である「女性が働きやすい医療機関認証制度」の制度設計を実施
- ③看護師確保対策として、修学資金の貸与（新規41名）、実習指導者養成講習会（69名）、助産実習施設（6施設）・小児母性実習施設（5施設）への受入支援、養成所への運営支援（11施設）を実施
- ④定着促進対策として、25施設の病院内保育所に運営補助を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築のため、体制整備支援（42施設）、多施設合同研修事業（参加者延べ1,389名）、研修責任者研修（参加者32名）、教育担当者研修（66名）、実地指導者研修（116名）等を実施したほか、就労環境改善に係る看護管理者への研修を実施（第1回68名、第2回88名、第3回25名、計181名）、及び雇用

の質向上研修（第1回119名、第2回59名、計178名）を実施

- ⑤医療機関の勤務環境改善に向けた取組を総合的に支援する医療勤務環境改善支援センターを8月に開設し36件の相談対応を実施
- ⑥三重県の医療分野における魅力向上につなげるため、大学を中心とした学術的な交流を図ることをめざし、県内の各関係大学により構成する国際医療技術連携体制（M-MUSCLE）*協議会を設置・開催
- ⑦県内の救急医療体制を確保するため、救命救急センターおよび二次救急医療機関の運営、ドクターヘリの運航等について支援するとともに、県内2地域でICTを活用した救急患者搬送情報共有システム「MIE-NET」を試行
- ⑧休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システム「医療ネットみえ」の運営、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発等を実施
- ⑨安心して産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターの運営および設備整備等への支援、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル」による電話相談を深夜帯（23時30分から翌朝8時00分）まで延長して実施
- ⑩二次保健医療圏単位で、市町の在宅医療・介護連携担当者との情報交換会（各地域2回）を行うとともに、在宅医療・介護関係者等の多職種を対象として、三重県在宅医療推進フォーラムや、県内各地の取組を共有するための事例報告会等を開催
- ⑪多職種の顔の見える関係づくりや、在宅医療の体制整備に向けた総合的な取組等を行う13市町へ支援を実施
- ⑫医師の在宅医療参入を促進するための研修会や、住民の在宅医療に対する理解を深めるための講演会等を郡市医師会単位で実施
- ⑬小児の在宅医療体制を強化するため、国の小児等在宅医療連携拠点事業を受託し（全国9都県）、地域における医療支援ネットワークの構築等を支援
- ⑭がん検診の受診率向上の取組を促進するため、7市町に対し補助するとともに、市町の意識の向上を図るため、市町がん担当者会議において受診率向上に係る県内外の好事例を共有
- ⑮地域がん登録のデータ集積（登録届け出数15,323件、延べ登録届け出数74,736件：平成27年3月末現在）をするとともに、地域がん登録の精度向上をめざし、がん登録者向けの研修会を3回実施（受講者数46名）
- ⑯がん診療連携拠点病院等の協力を得て、緩和ケア研修を7回実施（受講者数92名）
- ⑰がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、県がん相談支援センターを窓口に、社会保険労務士による就労相談を9月末から実施（相談8件：平成27年3月末現在）
- ⑱がん教育のモデル事業として、ワーキンググループを立ち上げ教材等の検討を行い、津市内の小学校2校（103名）において出前授業を実施
- ⑲平成26年4月施行の「三重県がん対策推進条例」に基づき、県民運動として、がん診療連携拠点病院等の医療機関や、がん推進に係る協定締結企業等と連携して、がん征圧月間（9月）にあわせた啓発イベントを実施
- ⑳国から示された「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」をふまえ、県全体のがん医療提供体制の充実に向けた検討を実施

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①今後、県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着と偏在解消を進めることを目的に、後期臨床研修プログラムの募集を開始し、修学資金貸与者等に個別面談等を実施した結果、8名がプログラムに基づく研修を開始することとなったところであり、今後、引き続き、プログラムの活用に向けて取り組んでいく必要があります。
- ②看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、看護職員確保対策の取組の方向性について検討を行いました。さらに具体的な取組について継続的に検討を進めていく必要があります。特に、助産師については、人口 10 万人あたりの就業者数が全国平均を大きく下回っていることから、総数の確保とともに、就業先の偏在是正等が求められています。
- ③医療勤務環境改善支援センターを 8 月に開設し、各医療機関に対して相談支援を実施しましたが、さらなる周知を図り、勤務環境改善の仕組みの導入を進めるとともに、「女性が働きやすい医療機関認証制度」の運用を開始する必要があります。
- ④県内外から医療従事者を呼び込み、県内定着につなげるため、県内の各関係大学により構成する国際医療技術連携体制（M-MUSCLE）協議会での議論をふまえ、各大学間の連携を図りながら、海外大学との連携を進めていく必要があります。
- ⑤ドクターヘリの出動回数は前年度と同程度ですが、救急現場出動回数が増加しています（378 回、前年度比 26 回増、うち現場出動回数 290 回、前年度比 53 回増）。一方、出動の増加に伴う重複要請に対応するため、他県との相互応援による広域連携体制を構築する必要があります。また、救急患者搬送情報共有システム「MIE-NET」については、中勢伊賀地域、伊勢志摩地域での本格的な運用に向けた準備を進めており、今後速やかに開始する必要があります。
- ⑥新規開業医等に対し、救急医療情報システムへの参加を働きかけた結果、時間外診療が可能な医療機関が 32 機関増加しましたが、廃業により 8 機関減少しました。休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システムへの参加を働きかけていく必要があります。また、救急医療に対する理解を深め、一人ひとりの受診行動等を変えるため、継続した啓発活動を行う必要があります。
- ⑦安心して産み育てる環境づくりについて、周産期母子医療センターのうち 3 病院の運営を支援するとともに、1 病院の設備整備を支援しました。また、新生児ドクターカー（すくすく号）を総合周産期母子医療センターに配備し運用しました。リスクの高い出産を担う周産期母子医療センターの運営や設備整備を引き続き支援するとともに、重症の新生児の救急搬送に対応していく必要があります。また、「みえ子ども医療ダイヤル」の相談時間を深夜帯まで延長して実施しており、相談件数が増加しています（8,802 件、前年度比 2,636 件増）。深夜帯の相談件数が全体の 25%程度あることから、今後も引き続き、深夜帯への対応を実施していく必要があります。
- ⑧各市町において、多職種による在宅医療・介護連携の取組が進んできていますが、その進捗状況にはばらつきがあることから、本県における在宅医療体制の枠組み（フレームワーク）を作成し、それに基づき支援を実施するとともに、地域包括ケアシステムの構築を見据え、各市町が迅速かつ的確に対応することができるよう支援していく必要があります。
- ⑨小児在宅医療について、国の小児等在宅医療連携拠点事業を受託し、桑名市、鈴鹿市をモデル地区として地域の多職種による連携体制の構築に取り組みました。今後、モデル地区での取組を全県的な取組として展開していく必要があります。
- ⑩がん検診の受診率向上が見られた市町では、特定健診との同時実施や受診対象者に対する個別の受診勧奨の取組が有効であったと考えられます。今後さらに検証を進めるとともに、他市町のがん検診に

においても、これらの取組が展開されるよう働きかけていく必要があります。

- ⑪地域がん登録に集積されたデータは、精度基準を概ね満たしています。引き続きデータ収集、集計の取組を進めるとともに、がん登録実務研修を実施し、がん登録の精度の維持向上をさらに促進する必要があります。
- ⑫緩和ケア研修の受講について、新たにがん医療連携推進病院に指定された医療機関などへ働きかけましたが、受講者数は充分ではありません。各がん診療連携拠点病院等の協力を得ながら、未受講者へ働きかける必要があります。また、患者・家族が適切な時期に緩和ケアを受けることができるよう、緩和ケアに対する正しい知識の普及が必要です。
- ⑬がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、社会保険労務士による就労相談を実施し、がん患者の就労ニーズの把握に努めました。今後も、就労相談を実施するとともに、就労相談支援のあり方について検討する必要があります。また、就労支援を進めるためには、事業所側に対し、がん患者への理解を求める取組が必要です。
- ⑭児童を対象としたがん教育について、実施した小学校から、がんに対する理解が進んだとの評価を受けました。引き続きモデル事業に取り組み、がん教育教材がより汎用性の高いがん教育のツールとして活用できるよう教育委員会とともに検討する必要があります。
- ⑮県民運動を通じ、医療機関や企業のがん対策に対する活動を県民に発信できました。今後とも、医療機関、企業、関係機関・団体と連携して、がん対策に対する県民の理解を深めるための取組を充実させる必要があります。
- ⑯国のがん診療連携拠点病院の指定要件の見直しに合わせ、県のがん医療提供体制のあり方について整理を行いました。今後、県内のがん患者が、標準的・集学的治療をその居住する地域に関わらず受けられるよう、地域での医療連携体制や在宅医療のあり方について検討していく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

- ①三重大学及び各関係医療機関と連携し、新専門医制度の見直し状況も見据えながら、医師修学資金貸与者等に後期臨床研修プログラム活用の働きかけを進め、若手医師のキャリア形成支援と一体的に、医師の地域偏在の解消につなげていきます。
- ②看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、総合的な看護職員確保対策に取り組むとともに、実施事業をフォローアップし、さらに必要な課題について検討を進めていきます。また、助産師については、総数の確保をしつつ、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムの導入を進めるとともに、院内助産や助産師外来といった、助産師が医療機関においてモチベーションを持って正常分娩を担当できる体制構築に対する支援を行います。
- ③看護職員や女性医師等の就労環境改善に向け、医療勤務環境改善支援センターにおいて、計画的に勤務環境改善に取り組む医療機関に対して引き続き支援を行うとともに、医療機関の主体的な取組を促進するため、「女性が働きやすい医療機関認証制度」を実施します。
- ④県内の各関係大学により構成する国際医療技術連携体制（M-MUSCLE）協議会での議論をふまえ、各大学間の連携を図りながら、海外大学との連携を進めます。
- ⑤ドクターヘリの広域連携について、和歌山県との相互応援、奈良県との共同運用の基本協定の締結をめざします。また、「MIE-NET」について、試行の検証結果をふまえて必要な改善を行い、モデル地域において本格的な運用を行います。
- ⑥救急医療情報システムへの時間外診療可能医療機関の参加促進について、県医師会等の関係機関と連携して新規開業医を中心に働きかけを行います。また、救急医療に対する県民の理解を深めるため、「みんなで守ろう！三重の医療」キャンペーンを実施し、かかりつけ医を持つことや適切な受診等に

ついて啓発を行います。

- ⑦重症の新生児に対し、高度で専門的な医療を提供するため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援するとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）を引き続き運用します。また、「みえ子ども医療ダイヤル」について、深夜帯の相談に対応できる体制を維持します。
- ⑧在宅医療・介護連携の充実については、本県における在宅医療体制の枠組み（フレームワーク）を示し、必要な支援を実施するとともに、医師を対象とした、かかりつけ医の機能強化を図るための研修の実施など、地域の実情・特性に応じた地域包括ケアシステムの整備に資する事業に取り組みます。
- ⑨小児在宅医療について、全県的な取組に向けての議論を展開するため、市町に対し、これまでのモデル地区での取組状況についての情報提供を行うとともに、地域の関係機関の連携体制構築に向けた取組に対し支援します。また、モデル地区での取組のフォローアップを行います。
- ⑩各種がん検診における受診率向上の取組が一層拡大するよう、特定健診との同時実施など、県内外の好事例をとりまとめ、各市町のがん検診への導入を働きかけます。
- ⑪平成28年1月のがん登録の法施行をふまえ、大学と連携して引き続き精度の高いがんの罹患情報の収集・集計に取り組むとともに、報告書としてまとめたデータを市町、医療機関へ情報提供します。
- ⑫がんと診断された時からの緩和ケア体制の充実に向けて、がん診療連携拠点病院等の緩和ケア研修について、管理者及びがん診療に携わる医師の受講を、各医療機関に対して個別に働きかけていきます。また、がんと診断された時からの緩和ケアの有用性について、健康教育等により県民への普及啓発を図ります。
- ⑬がん患者の就労相談を実施するとともに、がん患者の就労実態をもとに、医療機関や事業所等と連携した支援体制について検討します。また、がん患者の治療と仕事の両立が支援できる環境を整備するため、事業所関係者に向けてがんの正しい知識の普及に努めます。
- ⑭がん教育については、検証結果をふまえて学校教育現場での本格実施に向け、医療関係者や教育関係者と検討を進める一方、モデル校を広げていきます。さらに、中学校における実施に向け教材作成に取り組めます。
- ⑮児童の発達段階に応じて、がんに関する理解及びがんに関する正しい知識を深めるため、関係機関の有識者からなる「がんに関する教育協議会」を設置し、教材の利活用の検討や指導方法の検証を行うとともに、専門医等を学校に派遣し、出前授業を実施します。
- ⑯がん対策に対する県民の理解を深めるため、「三重県がん対策推進条例」に基づき、幅広く企業、関係機関・団体に呼びかけ、がん検診やがんの正しい知識の普及啓発を各種イベント等を通じて進めます。
- ⑰がん診療連携拠点病院を中心とした新しいがん医療提供体制の整備を進め、がん医療の一層の充実に努めます。

緊急課題解決 5

家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

プロジェクトの目標

子どもの育ちにおける家族の絆の大切さが認識され、社会全体で子育て家庭を応援する取組が進んでいます。

若年層に対する早期からの相談・支援体制の強化などにより、家族観の醸成や児童虐待未然防止の取組が進んでいます。また、放課後児童対策に対する支援が進んでいます。

子育てに関する経済的支援の実施など、安心して子どもを産み育てられる取組が進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての目標を達成し、子育て家庭や子どもの育ちを見守り、応援する環境が整いつつあることから、「進んだ」と評価しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
「みえの子育ちサポーター」認証者数 (累計)	/	3,250人	5,200人	7,740人	1.00	10,000人
	1,290人	2,822人	5,482人	9,101人		/

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	「子どもの育ちを支える」ための基本的な考え方について研修を受け、地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える「みえの子育ちサポーター」として県が認証した人の数
27年度目標値の考え方	多くのサポーターによって地域で子どもを見守り、子どもの活動を支えるため、計画期間内に10,000人の認証をめざし、目標値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
1 「希薄化している家族の絆の再生」を図るために	「家族の絆」一行詩コンクールへの参加作品数	/	7,500点	8,000点	8,500点	1.00	9,000点
		6,967点	7,017点	8,123点	11,930点		/

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
2 「子どもの育ちに関する課題」を解決するために	思春期ピアサポーター養成者数(累計)		30人	60人	90人	1.00	120人	
		—	29人	70人	125人			
3 「子育てに関する経済的な不安」を解消するために	子どもの医療費助成の実施	補助対象は就学前まで	小学校6年生まで対象拡大 →					

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,985	3,798	3,963	3,886

平成26年度の取組概要

- ①子どもや家族等に「ありがとう」の気持ちを伝える「家族の絆一行詩コンクール」を実施(応募数：11,930点)
- ②市町や市町教育委員会に活用を働きかけて「みえ子育てサポート講座」等を実施し、みえの子育てサポーターを養成(74回開催 参加者3,619人)
子育てはっぴいパパ・ママワークを子育て支援センターや保健センター等で開催(13回開催、参加者：253人)
- ③10月4日、5日に「県立ゆめドームうえの」において「第9回子育て応援！わくわくフェスタ」を開催(参加者：12,000人)
県内5地域でそれぞれ2回ずつ、みえ次世代育成応援ネットワークの会員を中心とした地域別懇談会を開催(参加者：131人)
- ④「ファザーリング全国フォーラム in みえ」を開催(平成26年6月)(参加者：3,100人)
「みえの育児男子プロジェクト」の取組として、プロジェクトアドバイザーの選定、「ワーキングパパと知事との育児男子トーク」の実施(5回)、「第1回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」の表彰(平成26年11月 応募数：387件)、育児男子アドバイザーを養成(23人)
親子の絆や子どもの生き抜く力の育成を主眼とした「みえの育児男子キャンプ」の実施(平成26年11月)
- ⑤家庭養護の支援や施設の小規模化・地域分散化等を進めるため、「三重県家庭的養護推進計画*」(計画期間：平成27～41年度)を策定するとともに、児童養護施設(名張市)の小規模グループケア化に対する整備補助を決定(完成は平成27年度に繰越)
- ⑥新規里親の登録(延べ28件：養育15件、専門1件、養子縁組10件、親族2件)、里親委託の推進(新規委託19件)及び家庭訪問等による里親支援(家庭訪問延べ481回)、里親研修(9回 延べ118人受講)を実施
- ⑦全ての児童養護施設に入所する小学生(延べ136人)に対する学習支援を実施
- ⑧中高生が抱える思春期の性をめぐる課題の解決や自己肯定感の醸成を図るため、思春期ピアサポーターを養成し、ピア活動を展開(平成26年度：ピアサポーター養成55名、ピア活動3校)

- ⑨望まない妊娠への電話相談「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を実施（相談件数：72件）するとともに、高校、コンビニ、スーパー等にカードを配布し相談窓口を周知（カード配布数：約70,000枚）。
- ⑩児童虐待の未然防止に向け、特定妊婦の早期把握、早期支援につなぐため、三重県医師会と市町保健師代表による検討会を実施し、妊娠届出時のアンケートの県内統一様式を作成
- ⑪「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を図るため、県と市町の連携・協働協議会の検討会議を2回、三重県子ども・子育て会議を4回開催し、子ども・子育て支援事業支援計画*を策定
- ⑫放課後児童クラブの運営や施設整備を支援するため、市町に対し補助を実施（県内の放課後児童クラブ数：平成26年5月1日現在309か所）
- ⑬経済的負担を気にすることなく、子どもに必要な医療を受けさせることができるようにするため、市町が実施する子ども医療費助成事業に対し、小学校6年生までを補助対象として助成を実施。また、制度内容について、制度の持続性を考慮しながら市町と検討
- ⑭特定不妊治療費助成について、県の上乗せ助成事業を拡充するとともに、不育症や男性不妊治療、第2子以降の不妊治療などに対する助成事業を開始。不妊や不育に悩む夫婦への専門相談（225件）、担当者向け研修会（参加者68人）、一般向け研修会（参加者「不育症について」55人、「不妊治療について」86人）の実施

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「家族の絆一行詩コンクール」は、今回からは、「みえの育児男子プロジェクト」の一環として、男性による子育てをテーマとした作品を対象に「育児男子賞」を新設して募集を行い、1万通を超える応募がありました。こうした取組について、全国ネットで放映されるなど大きな反響がありました。
- ②「みえの子育ちサポート出前講座」を実施し、多くの子育ちサポーターを養成しましたが、養成された方々が地域で活躍できるような場づくりやさらなる人材育成の支援が必要となっています。また、祖父母世代の方による子育て支援も必要となっています。
乳幼児を持つ親などを対象にしたワークショップである「子育てはっぴいパパ・ママワーク」に関して、複数の市町からの要請を受け、研修会を開催しました。今後、多くの市町と連携してワークシートの活用が図られるよう働きかけていく必要があります。
- ③「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催し、多くの県民の皆さんにご来場いただきました。また、みえ次世代育成応援ネットワークの会員を中心に地域別懇談会を開催しました。今後も県内各地域で子どもの育ち・子育て家庭への支援活動が会員の主体的な参加により展開されるよう、ネットワークと連携して取り組む必要があります。
- ④「ファザーリング全国フォーラム in みえ」を開催し、多くの参加者と意見交換を図ることができました。また、子どもの生き抜く力を育てる「育児男子」を育成することをポイントの一つに位置付けた「みえの育児男子プロジェクト」に関する様々な取組を進めました。そのほか、県内企業に知事が訪問して「ワーキングパパと知事との育児男子トーク」を行い、みえの育児男子プロジェクトに関する普及啓発を図りました。今後は、単なる普及啓発にとどまらず、企業等において、男性社員の仕事と子育ての両立を支援する取組を推進する人材の育成などの具体的な取組を進める必要があります。
また、仕事と育児の両立を応援している上司や先輩等を表彰するため、第1回「ファザー・オブザ・イヤー in みえ」を行い、男性の育児参画の重要性についての普及啓発を図りました。そのほか、

親子キャンプを開催し、「家族の絆が深まった」、「子どものたくましさが実感できた」など、参加者から好評を得ました。今後もさらに幅広く男性の育児参画が進むよう取り組む必要があります。

- ⑤「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、児童養護施設・乳児院の小規模化、地域分散化等の促進を図るとともに、地域の子育て支援の充実を図るため、まずは児童相談所単位での児童家庭支援センターの設置を促進していく必要があります。
- ⑥児童養護施設、乳児院の里親支援専門相談員(12人)と連携して、里親制度の周知、家庭訪問等による里親支援や施設入所児童の里親委託等を行いました。里親制度の社会的認知度が低く、要保護児童の保護者には里親制度に対する誤解や先入観等から里親委託に同意しないケースもあることから、里親制度の正しい理解を促進し、新たな里親登録を増やすとともに、里親委託を推進していく必要があります。
- ⑦児童養護施設(全12施設)の小学生を対象とする学習支援に取り組み、学習に対する積極性や自己肯定感の醸成等が図られました。児童の自立に向け、継続して実施する必要があります。
- ⑧ピア活動を実施する地域の拡大を図るため、県立看護大学に加えて皇學館大学において思春期ピアサポーターの養成を行いました。今後は、ピア活動が大学や大学生主体の活動として地域で継続できるよう、大学や関係者と検討を行う必要があります。
- ⑨「妊娠レスキューダイヤル」について、ポスターやカードの配布等による周知の結果、相談件数は昨年度より増加し、相談の結果、医療機関等につなぐことができたケースもありました。望まない妊娠を予防するため、性や妊娠に関する正しい知識の啓発等の取組の推進が必要です。
- ⑩特定妊婦の早期把握、早期支援につなぐため、平成27年度から県内全ての市町において県内統一様式の妊娠届出時アンケートが導入されることとなりました。今後は、要支援となった妊婦への対応状況等を把握し、取組の効果や内容の検証を行い、保健、医療分野の連携体制の一層の強化に取り組む必要があります。
- ⑪市町が子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう、県として従事者の確保や資質向上等に取り組む必要があります。
- ⑫地域の実情に合わせて放課後児童クラブが設置・運営できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃等を国に提言したところ、平成27年度からは小規模な放課後児童クラブも国の補助の対象になり得るなどの見直しが行われました。ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるように、児童の安全・安心な居場所を確保する必要があります。
- ⑬市町が実施する子ども医療費助成事業に対し、小学校6年生までを対象として助成を行うことにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもに必要な医療を受けさせることができるようにしています。また、制度内容について、制度の持続性を考慮しながら引き続き、市町と検討していく必要があります。
- ⑭不妊治療費等助成については、特定不妊治療費助成に県単独の上乗せ補助を行う不育症治療費等助成18市町、男性不妊治療費助成16市町、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業14市町と取組が拡大しました。今後は、保険診療対象外である人工授精についても経済的支援が必要です。また、不妊や不育症に悩む夫婦にとっては、治療にかかる身体的・精神的な負担も大きいため、不妊専門相談等による支援も必要です。加えて、助成を実施する市町を拡大するとともに、不妊や不育症に悩む夫婦に対して支援内容の周知が必要です。

平成27年度の改善のポイントと取組方向

- ①引き続き、「家族の絆一行詩コンクール」の取組について、子育て家庭を支援するイベントを活用して、取組に関する募集を行い、表彰や作品集を通じて、家族や地域の絆の大切さについて啓発を行います。
- ②子育て家庭を応援するため、各市町等のニーズに応じて、引き続きみえの子育ちサポート出前講座のほか、新たに子育ち・子育てマイスター養成講座を開催し、地域で実践的な活動を行うことができる人材を養成するとともに、祖父母世代の方が地域の子育て家庭を支援できるよう孫育て講座を開催します。また、「子育てはっぴいパパ・ママワーク」が、県内各地で広く展開されるよう、市町等に働きかけます。
- ③「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催するとともに、みえ次世代育成応援ネットワーク会員などの民間の子育てを支援する団体等による先駆的な取組に対して新たに財政的支援を行い、子育て支援活動等の推進を図ります。また、ネットワークの会員が主体的に参加できるような取組、会員や県内の子育て支援団体等との情報交換・交流の機会を提供します。
- ④「みえの育児男子プロジェクト」の取組として、子育てについての情報交換やアドバイス等をしあえる場として新たに、「みえの育児男子倶楽部」の活動を推進します。また、部下の育児参画に理解のある、いわゆる「イクボス*」等と知事との意見交換を行うミーティングを開催し、企業等における男性の育児参画等に関する機運の醸成を図ります。加えて男性の育児参画を進める団体等と連携して、先輩育児パパから、育児の楽しさや子どもとの遊び方について学び、交流できる機会を提供します。
また、自然体験を通じて子どもの生き抜く力を育むことに主眼を置いた親子向けのキャンプやセミナーの開催を市町や関係機関と連携して進めるほか、野外体験保育の有効性を検討します。
- ⑤「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、児童養護施設の小規模グループケア化、地域小規模児童養護施設の整備を支援します。また、入所児童の処遇向上を図るため、地域小規模児童養護施設、乳児院におけるユニットケアに対する運営体制強化のための補助を行います。さらに、伊賀地域において児童家庭支援センターが開設されることから、県内3カ所（南勢志摩、北勢、伊賀）の同センターの事業運営を支援し、地域に密着した子育て相談の充実等を図ります。
- ⑥里親支援専門相談員との連携を密にし、家庭訪問による相談や研修の実施等、里親支援の充実を図ります。また、「1中学校区1養育里親登録」をめざし、施設入所児童の里親委託について、十分なマッチングや委託後のフォローアップのため、施設のサポート活動に対する支援を行い、里親委託を促進します。さらに、里親制度に対する県民の意識調査を行って啓発手法等について検討するとともに、里親支援専門相談員や里親会、NPO等と連携して、全ての市町で里親制度説明会を開催するなどにより制度の周知を図ります。
- ⑦引き続き、児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援に取り組めます。
- ⑧思春期ピア活動について、大学や大学生の独自の活動として地域で継続できるよう、大学や関係者と検討を深め、中高生が抱える思春期の性をめぐる課題解決や自己肯定感の醸成についての仕組みづくりに取り組めます。
- ⑨妊娠レスキューダイヤルについて、引き続き相談窓口の周知に努めるとともに、支援の必要なケースについては、福祉、教育、医療等の関係者と連携のうえ、適切に対応します。
- ⑩各市町で実施する妊娠届出時アンケートについて、その結果を集約して課題の整理・検討を行うとともに、支援者等の連携強化に取り組めます。
- ⑪4月から子ども・子育て支援新制度*が本格施行され、県では、従事者の確保、従事者の資質向上を図るための研修、および特定教育・保育施設等の情報の公表等を実施していきます。

- ⑫小規模な放課後児童クラブでも必要な地域で運営できるよう、市町に対し補助を行うとともに、放課後におけるひとり親家庭の児童の居場所を確保するため、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助を行います。
- ⑬子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう、引き続き、市町が実施する子ども医療費助成事業を支援します。また、制度内容について、制度の持続性を考慮しながら引き続き、市町と検討していきます。
- ⑭新たに一般不妊治療(人工授精)への助成を開始します。不妊や不育症に悩む夫婦を身体的・精神的に支えるため、引き続き不妊相談センターにおける専門相談を行うとともに、不妊症看護認定看護師の資格取得費用を助成し、不妊症看護の質の向上を図ります。また、不妊や不育症に悩む夫婦に対し、さまざまな支援についての周知を図ります。

緊急課題解決 6

「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト

【主担当部局：健康福祉部】

プロジェクトの目標

障がいの種別や程度に関わらず、誰もが地域社会の中で暮らせる居住の場や日中活動の場の整備が進んでいます。

障がいのある人が地域社会の中で、働くことを通じて自己実現を図るとともに生活の糧を得ることができるような、就労の場の確保や多様な働き方の展開が進んでいます。

障がいのある人が地域で自立して生活していくことができるよう、それぞれ個人の課題やライフステージに応じた途切れのない相談支援体制が整っています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標を達成するとともに、実践取組の半数の目標を達成し、暮らしや日中活動の場の整備や就労支援が一定程度充実したことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
県の就労支援事業により一般就労した障がい者数	311人	318人 324人	332人 334人	349人 383人	1.00	366人

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	県の就労支援事業（農福連携・地域人づくり事業（内障がい者雇用支援分）、障がい者の「就労の場」開拓事業、特別支援学校就労推進事業等）によって就労した障がい者数
27年度目標値の考え方	当初、平成23年度の実績見込（252人）から、計画期間内に10%増やすことをめざして目標値を設定しましたが、平成23年度の実績値が見込よりも大きく増加したため、上方修正しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
1 「地域での生活基盤の不足」を解決するために	障がい者の日中活動を支援する事業 ^{注1)} の利用者数	4,622人	4,838人 5,622人	5,438人 6,057人	5,438人 6,593人	1.00	5,438人

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
2 「働くことへの課題」を解決するために	民間企業における障がい者の実雇用率	/	1.54%	1.58%	1.70%	1.00	/
		1.51%	1.57%	1.60%	1.79%		/
	福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額	/	13,000円	13,300円	13,600円	未確定	/
		11,527円	12,412円	12,851円	集計中		/
3 「日常生活上の支障や不安」を解決するために	総合相談支援センターへの登録者数	/	5,520人	5,740人	5,960人	0.95	/
		5,299人	5,315人	4,986人	5,644人		/

注1) 日中活動を支援する事業：日中活動系の障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）
（単位：百万円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	545	785	676	1,472

平成26年度の取組概要

- ①障がい者の暮らしと日中活動の場の整備を支援（グループホーム4か所、生活介護事業所1か所）
- ②「児童福祉法」の改正をふまえた福祉型障害児入所施設のあり方検討会を開催するとともに、県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行を促進（9人）
- ③官公需を中心に「共同受注窓口*」の受注拡大を推進（53,542千円）
- ④障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、県から障害者就労施設等への調達拡大を推進（70,923千円（3月末見込み））
- ⑤障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く「社会的事業所*」の創設と安定的な運営を支援（3か所）
- ⑥障がい者雇用を県民総参加で推進するため、「障がい者の訓練の場としてのカフェ機能」「商品の販路拡大につながるブラッシュアップ機能」「企業と障がい者をつなぐコーディネート機能」の「場」として、ステップアップカフェを三重県総合文化センター内「フレンテみえ」に設置
- ⑦特例子会社の設立支援や障がい者雇用に関する優良事例の普及・啓発、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなどの取組を実施することで障がい者の就労の場を拡大
- ⑧障がい者雇用の推進に向けて、企業や県民などを対象にした交流体験や人材育成などを実施
- ⑨民間企業等での職業訓練を通じて、障がい者が自らに適した仕事を把握することや、技術の習得を支援し、円滑な就労への移行を促進
- ⑩農業の知識や技術を有する福祉指導者の確保・育成に向けた、農業大学校における福祉事業所向け公開講座を新設（8月開講、7名受講）、農業経営体への障がい者の就労促進に向けた、特別支援学校における農業基礎技術習得支援を実施（5校）、「三重県農福連携・障がい者雇用推進チーム」を核とした福祉事業所の農業参入や規模拡大・6次産業化に向けた支援を実施
- ⑪特別支援学校において、高等部生徒の進路希望を実現するため、外部人材としてキャリア教育マネージャー（1名）及びキャリア教育サポーター（6名）を活用した生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を実施

- ⑫職業に係るコース制を導入する特別支援学校を拡大するとともに、職業教育の充実を図るため、ビルメンテナンス協会や企業及び関係機関と連携した検定を実施
- ⑬「特別支援学校におけるキャリア教育の手引き」を活用し、キャリア教育と就労支援を実践
- ⑭障がい者が安心して地域で生活していくための相談支援窓口として、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施
- ⑮サービス等利用計画案の作成が進むよう、市町における体制の整備等を支援・助言するとともに、相談支援専門員の養成研修を実施
- ⑯三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の一体整備に係る実施設計の完了とともに建築関連工事（敷地整正工事等）を実施。開院・開校に向けた組織体制および業務運営の検討を実施
- ⑰県立小児心療センターあすなる学園に市町職員（3名）を受け入れ、市町での取組の核となる「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として育成、圏域別情報交換会を開催（6回）。発達障がい児等に対する早期支援のツールである「CLM（Check List in Mie）*と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進（巡回指導を行った保育所・幼稚園：15市町20所・園、圏域別研修会：4か所）するとともに、就学後の継続に向けた小学校でのモデル事業を実施（2市町3小学校）。医療機関等との連携に係るアンケート調査を実施
- ⑱情報引継ぎツールであるパーソナルカルテ*を活用し、発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した教育支援体制を推進（パーソナルカルテ推進強化市町として11市町を指定）
- ⑲今後の三重県における特別支援教育のあり方を示す「三重県特別支援教育推進基本計画」の策定

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①新たにグループホーム4か所を整備するとともに、障がい者の暮らしと日中活動の場の確保、充実を図りました。障がいの重度化や親なき後も見据え、安心して地域生活を送るために必要な受け皿や障害福祉サービスを早急に整えていく必要があります。
- ②県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行に取り組みました。残された加齢児への対応とともに、「児童福祉法」の改正をふまえ、福祉型障害児入所施設のあり方について合意形成を図り、必要な施策を実施していく必要があります。
- ③「共同受注窓口」において、受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行った結果、昨年度の実績を上回る53,542千円の取扱高となりました。市町や民間企業などへの営業活動を強化し、受発注のマッチングを一層進める必要があります。
- ④平成26年度の調達方針の中で昨年度を上回る調達目標額を設定し、優先調達の拡大を進めた結果、障害者就労施設等への発注額は70,923千円（3月見込み）となりました。今後、清掃などの役務についても優先発注に努めるとともに、市町の優先調達の取組を促していく必要があります。
- ⑤3か所の「社会的事業所」が創設され、障がい者の働く場が拡充しました（21人）。引き続き、安定的な運営を支援するとともに、社会的事業所を増やしていく必要があります。
- ⑥民間企業における法定雇用率（2.0%）の達成をめざすため、平成26年6月1日における障害者実雇用率を1.70%とすることを目標とした「障害者雇用率改善プラン」を策定し三重労働局と県による合同での企業への働きかけ（19企業1自治体）などに取り組んできました。その結果、平成26年6月1日現在の本県の障害者実雇用率は1.79%と前年の1.60%から大きく改善しました。今後も障がい者の一般就労を支援し、法定雇用率の達成に向け取り組んでいく必要があります。
- ⑦障がい者の就労訓練の場、商品販売のチャレンジの場、県民や企業と障がい者の交流の場としてステ

ステップアップカフェ「Cotticay」を12月24日にオープンしました。このステップアップカフェでの就労により、従業員のなかには将来独立してカフェ営業を行いたいなど意欲の向上が見られるとともに、障がい者がいきいきと働く姿が評判を呼び、企業や地域での利用につながっています。今後さらに、ステップアップカフェ「Cotticay」を効果的に活用し、障がい者の一般就労への支援等を進めるため、平成26年11月に立ち上げた「三重県障がい者雇用推進協議会」を軸として、関係機関が連携し、県民総参加での障がい者雇用を推進するとともに、企業間の主体的な取組への支援、企業での障がい者定着支援、実習訓練等による人材育成支援を充実する必要があります。

- ⑧障がい者雇用に関し、中小企業を対象に取組を強化するとともに、企業と障がい者のマッチングの場（障がい者就職面接会）については、労働局等関係機関と連携し、より多くの企業や障がい者に参加していただけるよう取組を進めました。なお、障がい者の就業の「場」を確保する観点から、引き続き、特例子会社設立に関する支援、課題やニーズに応じた障がい者雇用のための企業支援を行う必要があります。
- ⑨障がい者の一般就労に向けた支援については、民間のノウハウを取り入れ、より多くの障がい者が訓練を受けられるよう取組を強化するとともに、引き続き新たな職域と訓練先の開拓に努めました。今後も民間企業等での職業訓練を通じた円滑な就労への移行促進とともに、就労後の定着支援に取り組む必要があります。
- ⑩福祉事業所の支援員向けの公開講座の新設や特別支援学校における農業基礎技術習得に向けた就労前支援の実施などにより、農業の知識や技術を有する福祉指導者の確保・育成や農業経営体への障がい者の就労促進に取り組んでいます。これまでの取組により、農業参入した福祉事業所は33件（平成26年度新規4件）、農業分野における障がい者就労人数は478名（対前年49名増）となり増加しているほか、レストラン経営など6次産業化に取り組む事例も生まれています。障がい者就労のさらなる拡大に向け、参入した福祉事業所の農業経営を安定させるとともに、引き続き農業経営体の障がい者就労に対する意識の向上を図る必要があります。また、水産分野では、水福連携*ワーキングを継続し、水産業と福祉分野との情報共有を積極的に図るなかで、アオノリ支柱清掃業務等において障がい者の就労が実現しました。今後は福祉事業所の漁業参入を促すなど、障がい者の更なる就労促進に取り組む必要があります。さらに、林業も含めた1次産業全般において障がい者のさらなる就労促進に取り組む必要があります。
- ⑪県教育委員会事務局にキャリア教育マネージャー（1名）、事業所就労希望者の多い特別支援学校にキャリア教育サポーター（6名）を配置し、生徒の可能性や強みを企業へ提示する提案型の職場開拓を実施しました（職場開拓数 4,343回）。また、職場実習での評価や雇用の可能性について検討する合同戦略会議（11回）や、障がい者雇用に係る関係機関との連携会議を実施しました。これらの取組により就労希望生徒全員の事業所就労を実現することができました。今後も、生徒の進路希望の実現に向けて、就労先及び職場実習先を選択・決定できるよう職場開拓を進める必要があります。
- ⑫特別支援学校において、高等部生徒の進路希望を実現するため、職業に係るコース制について学校と協議（3回）し、新たに2校で導入しました。また、進路指導担当者会及び教務担当者会において、職業適性アセスメント及び「特別支援学校におけるキャリア教育の手引き」の有効な活用について周知し、職業教育の位置付けや作業学習の内容について協議しました。引き続き、コース制の導入に向けた教育課程の改編や職業教育充実のための授業改善等による、組織的・系統的なキャリア教育を進める必要があります。
- ⑬清掃技能検定（2回）及び接客サービス技能検定（2回）を実施し、作業学習等で身につけた知識、技能及び態度のさらなる育成を図ることができました。引き続き、企業及び関係機関と連携した技能検定や職場実習を実施し、職業教育の充実を図る必要があります。

- ⑭相談事業により、障がい者が安心して地域で暮らしていくことを支援しました。引き続き、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施するとともに、今後、市町、圏域、県による効果的な相談支援体制について検討していく必要があります。
- ⑮サービス等利用計画については、効率的な作成方法について助言するとともに、相談支援専門員の養成研修を進めたところ、進捗が図られました。今後、モニタリング時等においてサービス等利用計画の質の向上を図る必要があります。
- ⑯三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の一体整備に係る実施設計において、実勢価格をふまえた建築工事費の精査を行いました。平成 29 年 6 月の開院に向けて建築工事等の適切な進捗管理を行うとともに、業務運営等について具体的に検討を進めていく必要があります。
- ⑰専門人材の育成等を通じて、市町と連携した発達支援体制の構築を促進しており、巡回指導や研修会の開催等の取組により、「CLMと個別の指導計画」の県内保育所・幼稚園等への導入が進んでいます。引き続き、市町の取組状況に応じて促進していく必要があります。また、「CLMと個別の指導計画」の就学後の継続に向けてモデル事業を実施し、同ツールの活用効果の確認はできましたが、小学校と保育所・幼稚園等との就学前の連携等について、引き続き検討が必要です。さらに、あすなる学園における外来初診予約待機等に対応するため、医療機関等と連携していく必要があります。
- ⑱パーソナルカルテの作成及び活用を進めるため、パーソナルカルテ推進強化市町を指定し、指導・助言、財政支援を行いました。活用実績のなかった 7 市町の作成及び活用が進み、29 市町すべてにおいて活用することができました。引き続き、パーソナルカルテを活用した円滑な情報の引継ぎを促進するため、今後も、市町等教育委員会の取組状況を把握し、指導・助言を行う等連携を進める必要があります。
- ⑲三重県教育改革推進会議での審議、関係部署との調整及びパブリックコメントの実施を経て、「三重県特別支援教育推進基本計画」を策定しました。平成 27 年度より、「三重県特別支援教育推進基本計画」に沿って、施策を推進する必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

- ①障害者支援施設入所者等の意向をふまえ、障がい者の地域移行と地域生活支援を進めるため、住まいの場となるグループホームや日中活動を支援する障がい福祉サービス事業所等の充実を図ります。また、障がい者本人の意欲を喚起するため、重度障害者等自立生活体験事業を継続するとともに、エンパワメントの推進について検討します。
- ②加齢児の円滑な地域移行を図るため、福祉型障害児施設にコーディネーターを配置するほか、今後の福祉型障害児入所施設のあり方について合意形成を図り、施設への入所時から、退所時を見据えたケアに取り組むとともに、地域において支援を行う人材の育成と障害福祉サービスの充実に努めます。
- ③福祉事業所における工賃等のさらなる向上に向けて、「共同受注窓口」と事業所との連携・協力体制を一層推進するとともに、事業所の自主的な取組を促進し、受注拡大を進めます。
- ④平成 26 年度の調達結果をふまえ、平成 27 年度の調達方針を策定し、障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組むとともに、調達内容の多様化を図ります。
- ⑤障がい者の新たな雇用の場の拡大を図るため、「社会的事業所」の拡大、安定的な運営について、市町とともに支援します。
- ⑥民間企業における法定雇用率(2.0%)の早期達成のため、平成 26 年 6 月 1 日現在の障害者実雇用率をふまえ見直した、「障害者雇用率改善プラン 2015」に基づき、関係機関との連携強化を図りながら、引き続き、雇用率の改善に取り組めます。

- ⑦ステップアップカフェを中心とした障がい者の一般就労に向けた就職スキル向上の支援、県民及び企業に向けた障がい者雇用の理解促進と普及啓発に取り組みます。また、多様な分野の関係者で構成する「三重県障がい者雇用推進協議会」により県民総参加の取組を促進するとともに、年度当初から障がい者雇用に関する「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」への参加企業を募集し、企業間の情報交換を行い、交流を進めるなど、協力体制を構築します。
- ⑧特例子会社の設立支援、マッチング支援、障がい者就職面接会などについて、さらに関係機関との連携強化を図っていくなど、障がい者の就労の場の拡大に取り組みます。
- ⑨障がい者委託訓練については、障がい者の訓練ニーズをふまえ、障がい者の職業訓練受入や雇用実績のない中小企業等を対象に新たな訓練先の開拓を行うとともに、就労後の定着を図るため、障がい者の特性や態様に係る情報の提供等を積極的に行い、円滑な就労への移行を促進します。
- ⑩1次産業全般において障がい者のさらなる就労促進に取り組むため、「三重県農福連携・障がい者雇用推進チーム」を農林水産分野一体となった推進チームに見直します。また、農業分野においては、福祉事業所の農業参入や規模拡大・6次産業化、農業と福祉を橋渡しできる人材育成、農業経営体への意識啓発に取り組むとともに、障がい者の周年雇用に促進していくため、施設の整備や栽培品目の複合化を進めます。さらに林業分野では、福祉事業者と連携した苗木生産の取組などを進めるとともに、水産分野では、福祉事業所の漁業参入を促すなど、障がい者の就労機会の拡大や関係団体等の意識啓発に取り組みます。
- ⑪特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するために教育課程の改編や外部人材の活用を図るとともに、関係部局、企業、NPO等と連携することで、事業所就労者の増加を図ります。また、職業に係るコース制を導入する特別支援学校を8校に拡大するとともに、職業教育を充実させるため、企業等と連携した検定を実施します。さらに、農福連携による農業分野での職場実習や三重県総合文化センター「フレンテみえ」内に設置された「Cotti 菜(こっちな)」での職場実習などの取組を推進します。
- ⑫自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を継続するとともに、新たに自閉症・発達障害者支援センターに「発達障害者地域支援マネージャー」設置するなど、市町・事業所等の支援機能の強化を図り、市町、圏域、県における重層的な相談支援体制の構築を進めます。また、人材育成検討委員会において取りまとめた三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンに基づき、相談支援従事者の育成を進めます。
- ⑬市町に対する指導監査等において、サービス内容が障がい者の状況やニーズに適合していること、適切にモニタリングが行われていることを確認するなど、質の高いサービス等利用計画について重点的に指導・助言します。
- ⑭三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の一体整備に係る建築工事に着手し、適切な工事の進捗を図るとともに、関係機関との連携会議の開催等を通じて業務運営等について具体的に検討を進めていきます。
- ⑮市町の発達支援総合窓口との連携を強化し、引き続き、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの養成や、「CLMと個別の指導計画」の保育所、幼稚園への導入を進めるとともに、取組が小学校に適切に引き継がれるようモデル事業において検討を行います。また、医療機関等と情報交換会や研修会の開催等を通じて連携を深め、重層的な支援体制の構築をめざします。
- ⑯パーソナルカルテを活用した円滑な情報の引継ぎをさらに促進するため、市町等教育委員会の取組状況を把握し、指導・助言を行います。
- ⑰平成26年度に策定した「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進します。

用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

- 第1章 : 第1章に掲載されています。
- 三桁の数字 : 第2章の該当する番号の施策の取組に掲載されています。
- 緊急○、協創○ : 第3章の該当する番号の選択・集中プログラムの取組に掲載されています。
- 行政運営○ : 第4章の該当する番号の行政運営の取組に掲載されています。

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
ABC（アルファベット）		
CLM（Check List in Mie）	保育所、幼稚園等に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立小児心療センターあすなろ学園が開発したアセスメントツール。	232 緊急6
GAP	Good Agricultural Practiceの略。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。	113 312
HACCP（ハサップ）手法	（Hazard Analysis and Critical Control Point）製造工程の各段階で発生する可能性のある危害を予測・分析し、衛生管理上重要なポイント（加熱工程等）を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。	113
MIES（ミエス）	児童虐待の可能性のある子どもを早期に発見し見守ることを目的に開発された、むし歯のデータと生活習慣質問票を組み合わせた要保護児童スクリーニング指数のこと。（MIES：Maltreatment Index for Elementary Schoolchildren）	第1章 123
M-MUSCLE	医療分野の学術面における国際連携を進めるために構築した県内の医療・看護系等の大学の連携による国際医療技術連携体制（三重医療系大学サイエンス・コラボレーション・リーグ；Mie Medical University Science Collaboration League）の略称。	121 緊急3
MMC卒後臨床研修センター	県内の医療に関わる人材の確保、育成および地域医療の充実に向け、研修医や指導医、臨床研修病院等を対象に、臨床研修を円滑に実施するための事業を実施する、県内の関係医療機関が共同して設立したNPO法人。	233
あ行		
アウトリーチ（訪問支援）	入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくこと。	142
イクボス	育児のために短期休暇をとった職員と、その職員の仕事を分担した同僚や上司に対し、人事評価を上げる制度のこと。	212 231 緊急5
か行		
介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者や虚弱高齢者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を市町の判断により総合的に提供できる事業	141
家庭的養護推進計画	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、平成27～41年度を計画期間として、児童養護施設等の大規模施設の解消や養育単位の小規模化等を家庭的養護を進めていくための計画。	第1章 233 緊急5
共同受注窓口	授産施設等の福祉就労事業所で働く障がい者の工賃引き上げと受注の拡大を図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。	142 緊急6
子ども・子育て支援事業支援計画	幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供方法、実施時期及び子ども・子育て支援の推進方策等を記載する市町子ども・子育て支援事業計画を支援する県の計画。	232 緊急5
子ども・子育て支援新制度	すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、市町村を実施主体として、財源を給付・事業ごとに一元化する制度。平成27年4月から本格施行。	221 232 緊急5

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
さ行		
社会的事業所	障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や授産施設等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。	142 緊急6
出産・育児まるっとサポートみえ	市町において、妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく母子保健サービスが提供されるとともに、各市町の地域の強みを生かした母子保健体制が整備できるよう、三重県が市町の体制整備に向けた取組を支援する三重県独自の出産・育児支援体制。（三重県版ネウボラ）	232
水福連携	漁協や漁業者等の水産分野と福祉的就労事業所等の福祉分野が連携して、障がい者に対する就労機会の提供を図ること。	314 緊急6
た行		
地域ケア会議	地域包括支援センター等が、介護・医療関係者、民生委員等を参集し、個別ケースの支援内容の検討を行うとともに、この検討を通じて、高齢者に対する自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、多職種協働によるネットワークの構築、地域課題の把握等を行う会議のこと。	141
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。	141
地域包括支援センター	高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。	141
な行		
農場HACCP	農場にHACCPの考えを採り入れ、危害要因となる微生物や化学物質、異物の混入などを防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことで、農場段階で危害発生をコントロールする手法のこと。	113 312
ま行		
三重県地域医療支援センター	平成24（2012）年5月、県内の医師の地域偏在の解消を目的に、県庁に設置され、あわせて分室が三重大学内に設置。県内の医療機関や医師会、市町、三重大学等と連携して、若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等の取組を推進。	第1章 121 緊急3
みえ 子ども スマイル ネット	「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」の各カテゴリに、切れ目のない支援や取組をわかりやすく情報発信することを目的として、平成27年2月に開設された三重県子ども・家庭局 少子化対策総合ウェブサイト（愛称：「みえ 子ども スマイル ネット」）。スマートフォン等のスマートデバイスに対応。	231 232